

～未来へ躍動する創造都市 志布志～

志布志市の

予算と仕事

令和8年度版



志布志市公認キャラクター「志布志ししまる」

鹿児島県 志布志市

はじめに



令和8年度一般会計当初予算は、当初予算から第2号補正予算までを合わせて314億5,628万円となり、前年度の当初予算と比較して16億5,628万円、5.6%の増額となりました。

本市の財政状況は、歳入面では、ふるさと納税による多くの寄附をいただきながらも、その先行きは不透明であり、市町村合併に対する財政措置である合併特例債の活用終了や国・県補助負担金の廃止、縮減など、歳入の伸びは期待できない一方で、歳出面では、人件費や扶助費などの義務的経費、物価高騰に伴う行政コスト全体の増加に加え、高度経済成長期に集中して建築された公共施設等の老朽化により、大規模改修、修繕等に多額の費用が見込まれるなど、更に厳しい状況が続くことが予想されます。

引き続き「入るを量りて出ざるを制す（歳入の範囲内での予算編成）」を基本方針として、職員一人一人が徹底したコスト意識の下、事務事業優先度評価により事業の整理・統合・縮減を徹底し、所期の目的を達成した事業の廃止や既存事業の見直しに取り組みながら、情報収集能力や補助制度活用の企画力を高め、国・県等の補助制度等の活用による財源確保に最大限の努力を払いつつ、持続可能な財政基盤を構築するため、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでまいります。

今後も市民の皆様様の幸福度を高め、本市の魅力を増し、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」を目指し、全庁一丸となって取り組み、持続可能な市政運営を構築してまいります。

この「志布志市の予算と仕事」は、市広報紙等では伝えきれない令和8年度に行う市の仕事のうち、主要なものを抜き出し、その仕事にかかる費用や具体的内容を分かりやすくお知らせするために作成したものです。

これからのまちづくりは、市民の皆様様の活動や取組が大変重要になってまいります。これをお読みになって、市民の皆様様にいろいろな形で関心を持っていただき、そして積極的に市政に参画いただけることを願っています。

また、分からないところ、もっと詳しく説明してほしいところがありましたら、遠慮なく御連絡をいただきたいと思います。

この説明書により、市の事業について御理解いただくとともに、市の課題を発見して議論する一助として活用していただき、より良いまちづくりを進めるきっかけとなることを願っています。

令和8年7月

志布志市長 下平晴行



目 次

はじめに	1
令和8年度施政方針	3
令和8年度予算規模	5
組織機構図	8
○ 総務課	9
○ 財務課	12
○ 総合政策課	14
○ コミュニティ推進課	23
○ みなと振興課	27
○ シティセールス課	32
○ 税務課	37
○ 市民環境課	38
○ 福祉課・福祉事務所	44
○ 健康長寿課	49
○ こども子育て課	62
○ 農政畜産課	70
○ 耕地林務課	77
○ 建設課	83
○ 会計課	91
○ 議会事務局	93
○ 教育総務課・給食センター	95
○ 学校教育課	97
○ 生涯学習課	99
○ 図書館	106
○ 選挙管理委員会事務局	108
○ 監査委員事務局	109
○ 農業委員会事務局	110
○ 水道課	114
○ 地方消費税交付金について	116

施 政 方 針

(令和8年第2回志布志市議会定例会で示した施政方針の原文の一部を抜粋し、志布志市の予算と仕事用の表現に変えて掲載しています。)

本年の3月議会定例会におきまして、所信を申し述べさせていただきました。私の3期目の市政運営の基本方針として、誰ひとり取り残さない市民が主役のまちづくりを原点にしながら、「くらしを守る、未来を育てる」「港が動く、人が動く、志布志市が動く」の2つをキーワードに、暮らしと経済の両面で本市の持続可能な発展に向けて取り組むため、具体的に11本の政策の柱により取り組んでいくこととしました。

この11本の政策の柱の実現に向けて、すぐに取り組める施策につきましては、今回の6月議会定例会において補正予算案として御提案しております。

今後の実施に向けて調査・検討を要する施策、市民や事業者の皆様のご協力を必要とする施策、実現までに多くの調整を要する施策など課題はあるところがございますが、それぞれの施策がスピード感を持って円滑に実施されるよう庁内横断的に連携し、情報の分析と共有に努め、全課で総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

また、本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市志布志」の実現に向けて策定した、本市の最上位の計画である第2次総合振興計画については、本年度で終期を迎えます。将来都市像を達成するための具体的な施策を体系化した後期基本計画の推進について、全庁を挙げてラストスパートをかけてまいります。

物価高が継続し、人口減少による人手不足、気候変動、多文化共生社会の構築など様々な市政の課題が増えていく中においても、市民や市内の事業者の皆様、その一人一人が将来にわたって幸せを実感できるまち、多くの方が志布志市に誇りと愛着を持ち、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」と思える、魅力的で持続可能なまちを目指し、全力で市政運営に取り組んでまいります。

本年2月に任期満了による市長選挙が実施されたことにより、一般会計の当初予算については義務的経費、継続事業等を主体としたいわゆる骨格予算としておりました。本年の6月議会定例会におきまして、政策的経費や新規事業等を追加する補正予算、いわゆる肉付け予算として提案しております。

肉付け予算を含む令和8年度予算においては、第2次総合振興計画及び後期基本計画の最終年度となることから、後期基本計画で定めた目標人口28,500人の確保に資する移住施策など人口増につながる事業を継続しつつ、社会減への対策として、市民一人一人の幸福度を高める環境整備のための取組等をより深化させる施策を構築したところ、一般会計予算の総額は、314

億円となり、令和7年度当初予算と比較し16億円、5.6パーセントの増、過去最大の予算規模となったところです。

今後の財政運営については、歳入面では市町村合併に対する財政措置である合併特例債の活用が令和7年度に終了したことに加え、国・県補助負担金の増加が期待できない状況です。一方歳出面では、人件費や扶助費など義務的な経費の増に加え、物価高騰に伴う行政コスト全体の増加に対応する必要があります。更なる厳しい財政運営が続くことが予想されます。

なお、高度経済成長期に集中して建築された公共施設等の老朽化により、大規模改修、修繕等に多額の費用が見込まれますが、公共施設マネジメントの推進体制を構築・強化することで対応してまいります。

引き続き「入るを量りて出ざるを制す（歳入の範囲内での予算編成）」を基本方針として、職員一人一人が徹底したコスト意識の下、事務事業優先度評価により事業の整理・統合・縮減を徹底し、所期の目的を達成した事業の廃止や既存事業の見直しに取り組みながら、情報収集能力や補助制度活用の企画力を高め、国・県等の補助制度等の活用による財源確保に最大限の努力を払いつつ、持続可能な財政基盤を構築するため、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでまいります。

これらの施策を確実に推進することによって市民の皆様の幸福度を高め、本市の魅力を増し、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」を目指し、全庁一丸となって取り組み、持続可能な市政運営を構築してまいります。

今後も引き続き、市民の皆様と共にまちづくりに取り組み、人口減少や物価高騰が続くこの難局を乗り越え、将来都市像「未来へ躍動する創造都市 志布志」を実現するためにも、市議会議員各位、そして、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

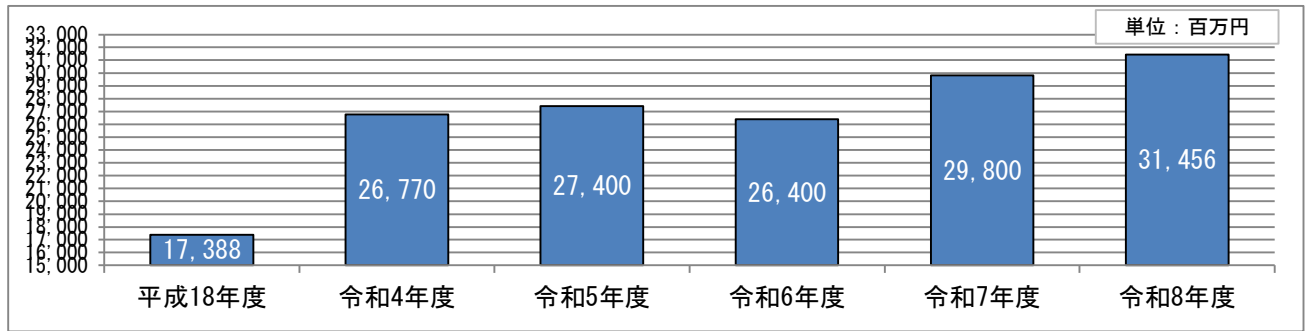
令和8年度各会計予算規模

(単位：千円, %)

区 分	令和7年度予算	令和8年度予算 (6月定例会後)	比 較	伸 率	
一 般 会 計 予 算	29,800,000	31,456,282	1,656,282	5.6	
特 別 会 計	国民健康保険 特別会計予算	4,591,164	4,250,340	△ 340,824	△ 7.4
	後期高齢者医療 特別会計予算	522,217	571,081	48,864	9.4
	介護保険 特別会計予算	3,997,692	4,008,550	10,858	0.3
	国民宿舎 特別会計予算	130,884	57,881	△ 73,003	△ 55.8
	工業団地整備事業 特別会計予算	697,410	452,272	△ 245,138	△ 35.1
水道事業会計予算	952,455	974,038	21,583	2.3	
農業集落排水事業会計予算 (令和5年度から公営企業会計適用)	459,827	460,522	695	0.2	
合 計	41,151,649	42,230,966	1,079,317	2.6	

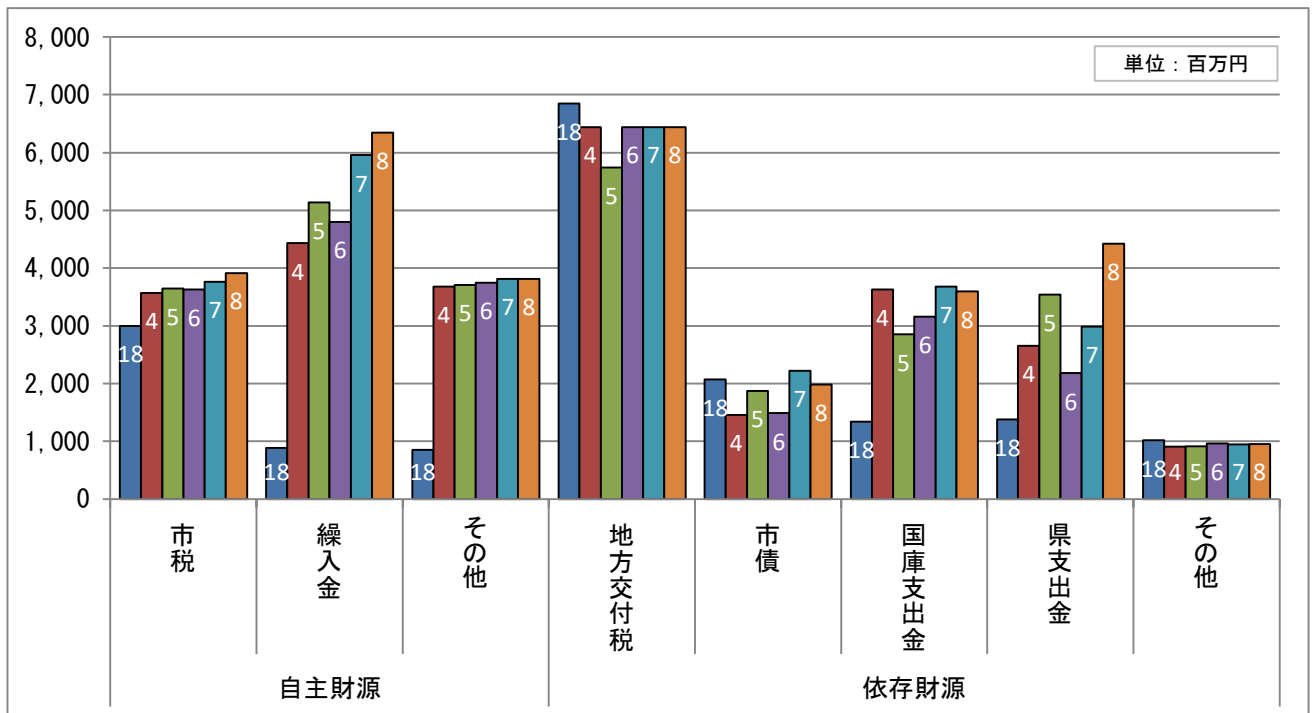
※ 下水道管理特別会計は令和4年度をもって廃止し、令和5年度から農業集落排水事業会計となりました。

一般会計当初予算合併後の推移（令和4年度～令和8年度）

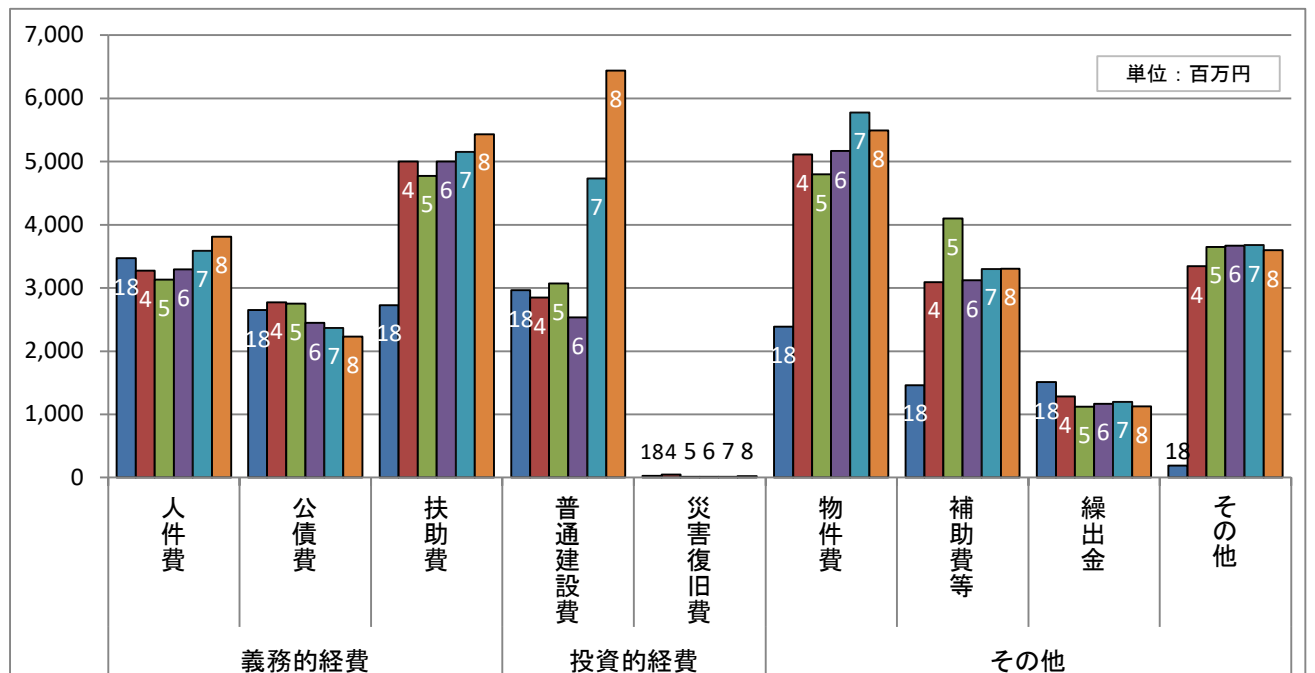


自主財源比率	平成18年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	26.1	43.6	45.6	46.1	45.5	44.7

<歳入>



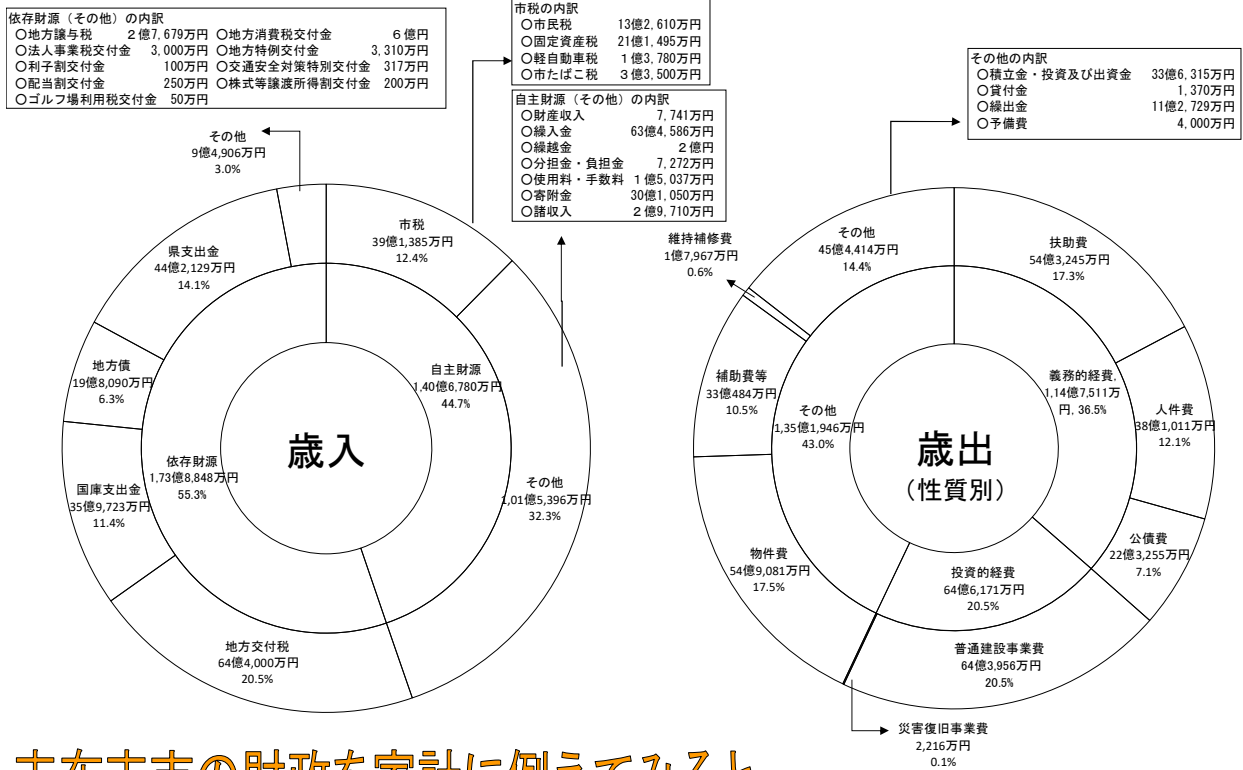
<歳出>



令和8年度 志布志市一般会計予算 314億円

令和8年度一般会計予算は、314億円となりました。

前年度の実質的な当初予算と比較しますと16億円、5.6%の増額となりました。



志布志市の財政を家計に例えてみると...

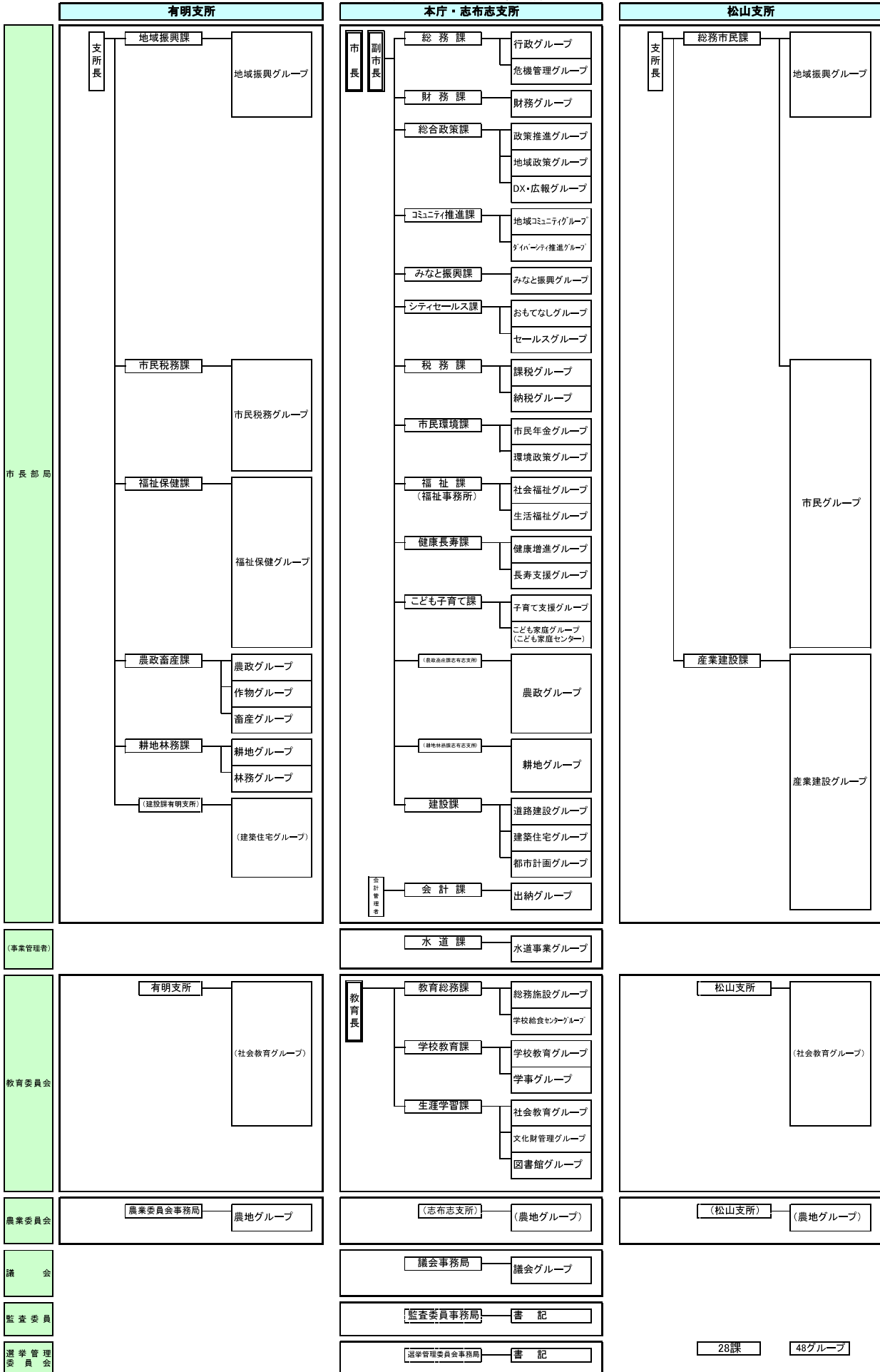
収入		支出	
令和8年度一般会計予算額 314億円	家計に置き換えた場合 (月額) 45万円	令和8年度一般会計予算額 314億円	家計に置き換えた場合 (月額) 45万円
市税	39億1,385万円	人件費	38億1,011万円
地方交付税	64億4,000万円	物件費	54億9,081万円
地方譲与税 ほか	39億5,956万円	補助費等	33億484万円
使用料・手数料	1億5,037万円	扶助費	54億3,245万円
分担金及び負担金	7,272万円	繰出金	11億2,729万円
財産収入	7,741万円	公債費	22億3,255万円
諸収入	2億9,710万円	普通建設事業費	64億3,956万円
国庫支出金	35億9,723万円	災害復旧事業費	2,216万円
県支出金	44億2,129万円	維持補修費	1億7,967万円
地方債	19億8,090万円	積立金・投資及び出資金	33億6,315万円
繰入金	63億4,586万円	貸付金	1,370万円
繰越金	2億円	予備費	4,000万円

※金額はそれぞれ四捨五入しており、合計とは合致しない場合があります。

借金(公債費)の状況は？

	公債費残高	人口	国民、市民一人当たりの借金
国	1,343兆8,426億円 (令和8年3月末現在)	1億2,286万人 (令和8年4月1日現在、概算値)	約1,094万円
市	193億1,819万4千円 (令和8年3月末現在)	2万7,937人 (令和8年3月31日現在)	約69万円

R8 志布志市組織機構図



28課

48グループ



志布志庁舎 472-1111 (内線 402・403・404・405・406・410)
(内線 407・408・409)

有明庁舎 474-1111 (内線 214)

松山庁舎 487-2111 (内線 213)

○行政グループ

【主な仕事】

- 職員の定数及び配置に関すること
- 職員の身分、服務及び研修に関すること
- 職員の給与及び福利厚生に関すること
- 市長、副市長の行動予定に関すること
- 市の式典及び庁内の会議（庁議、課長会等）に関すること
- 市政の公聴に関すること
- 市民の陳情及び要望に関すること
- 議会の招集及び議案に関すること
- 条例、規則等の制定、改廃及び審査に関すること
- 文書の受発、審査、管理及び使送に関すること
- 情報公開及び個人情報保護に関すること
- 行政相談に関すること
- 事務や事業の見直しに関すること
- 組織の見直しに関すること
- 指定管理者制度に関すること

【事業内容】

1 職員研修事業

438万円

地方公務員としての知識・技能等を習得させることを目的に、職員の他団体への研修派遣、各種研修会に参加する経費及び研修会を実施する経費として旅費、委託料及び負担金を予算計上しています。

2 ふれあい移動市長室

市の運営方針を市民の皆様に直接伝えるとともに、地域の課題や問題点、行政に対する意見・要望など率直な御提言をいただき、市政に反映させるため、希望する団体を対象に「ふれあい移動市長室」を開催します。

また、ふれあい移動市長室に限らず、地域や団体のイベントや会合があれば、こちらから出向いて皆様の声を伺います。市民の皆様に市役所や市長室を身近に感じていただくことと併せて、市政への提言やアイデアをお聞かせください。

3 市長へのたより、ご意見箱

市政に対する市民の皆様の御意見・御提案を直接寄せていただき、市政に反映させるため、「市長へのたより」、「御意見箱」を市役所各支所の窓口（計3か所）に備えていますので御利用ください。

4 志布志市例規類集の編集 406万円

志布志市例規類集は、市の条例、規則等が登載されており、職員が業務のために使用するほか、市のホームページからどなたでも御覧できるようになっています。

5 自治会使送便 257万円

行政機関からの文書を自治会加入世帯へ配布（月2回）しています。

6 行政改革推進費 389万円

効果的な事務や組織の在り方について、関係課との連携を取りながら検討を行い、事務の効率化や市民サービスの向上を目指します。

○危機管理グループ

【主な仕事】

- 防災に関すること
- 国民保護に関すること
- 危機管理に関すること
- 消防に関すること
- 自衛官募集に関すること
- 交通安全対策及び交通災害共済に関すること
- 防犯に関すること



【事業内容】

1 災害対策費 2,588万円

地域防災計画の見直しや、防災に関する各計画の作成・更新、各種防災訓練の実施など、防災・減災を推進します。また、避難所用の非常用発電機を整備するとともに災害用備蓄品の整備にも取り組むほか、総合防災マップの見直しを行い、市内に配布するとともに、地域防災の担い手育成のため、防災士の資格取得に要する経費の一部を助成します。

2 常備消防費 4億5,679万円

常備消防（大隅曾於地区消防組合）の装備・活動に対する負担金です。

3 非常備消防費**1億1,065万円**

災害発生時に消防署・消防団が一体となって市民の身体、生命、財産を守るため、また、災害に備え、消防団員の訓練や研修による資質向上、予防活動、資機材・水利の点検などを行います。

**4 消防施設費****1億8,919万円**

消防団の火災時、後方支援活動等に利用する雨衣を各詰所に整備し、消火、救助活動の充実を図るほか、災害発生時の情報伝達手段の一つである防災行政無線の維持管理を行います。

5 自衛官募集事務費**29万円**

自衛官募集に関する広報活動及び家族会や後援会の支援活動を行います。

6 交通安全対策費**1,186万円**

交通安全運動期間中を中心に立哨活動やパレードを行い、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、道路反射鏡（カーブミラー）、ガードレール等の設置を行い、安全・安心のまちづくりに努めます。

また、高齢運転者の交通事故防止を図るため、運転免許証の自主返納者に対して2万円を交付します。

このほか、鹿児島県市町村総合事務組合が行う交通災害共済事業への市民の加入手続き、見舞金の請求事務を行います。

(1) 高齢者運転免許証自主返納推進事業**ア 対象となる方**

志布志市内に居住する65歳以上の方で、運転免許証を自主返納された方

イ 交付金額

2万円（1回限り）

7 防犯街灯補助金**705万円****(1) 防犯街灯管理補助**

自治会等で維持管理している防犯街灯の維持管理費の一部を自治会等に対して助成します。（1基当たり年間1,700円）

(2) 防犯街灯設置補助

自治会等が新たに防犯街灯を新設、増設、修繕、更新（LED等）する事業費の1/2以内を、自治会等に対して助成します。

志布志庁舎 472-1111 (内線 424・425・430)
有明庁舎 474-1111 (内線 211)
松山庁舎 487-2111 (内線 323)

○財務グループ

【主な仕事】

- 財政計画の策定及び調整に関すること
- 予算の編成に関すること
- 財政状況の公表等に関すること
- 公有財産の総括管理に関すること
- 普通財産の取得、管理、運用及び処分に関すること
- 公用自動車の管理に関すること
- 工事請負、業務委託、物品購入等の入札の執行及び契約に関すること
- 入札等参加資格申請の受付及び登録等に関すること

【事業内容】

- 1 水道事業会計補助金及び出資金** **5,680万円**
水道事業の企業債に係る元利償還金等の一部を一般会計から補助することにより、公営企業会計の健全化を保持し、経営基盤の強化を図ります。
- 2 農業集落排水事業会計補助金及び出資金** **1億4,842万円**
農業集落排水事業の維持管理費及び企業債に係る元利償還金等の一部を一般会計から繰り出すことにより、公営企業会計の健全化を保持し、経営基盤の強化を図ります。
- 3 庁舎整備事業基金造成事業** **2億260万円**
将来的に必要となる市庁舎の新設、増築、改築及び大規模改修に要する財源確保を目的に基金造成を行います。
- 4 公債費** **22億2,869万円**
市有公共施設、道路改良、土地基盤整備、消防施設整備等の各事業を実施するために、財政融資資金、旧郵政公社資金、民間資金等からの長期借入を行っています。公債費は、これらの市債を返済する元金と利子です。
本年度は、元金 20億7,767万円、利子 1億5,102万円を返済する予定です。
- 5 各庁舎管理費** **2億7,040万円**
本庁や支所の庁舎管理に伴う経費で、主なものでは光熱水費、電話使用料、警備業務委託及び機器保守業務委託等があります。
今年度は、志布志庁舎の空調機整備や有明庁舎の空調設備改修工事を行います。

6 財産管理費 2,472万円

庁舎敷地内の植木剪定及び病虫害駆除、普通財産（土地）の草払い作業並びに公共施設マネジメントに不可欠である固定資産台帳システムの管理に要する経費です。

今年度は、第2期公共施設等総合管理計画の策定業務を行います。

また、公有財産活用等に係る知見・ノウハウを持ったアドバイザーへ公有財産マネジメントに係る業務支援等を委託することにより、財産活用の検討や活用の見込みのない財産の売却を推進します。

7 車両管理費 3,083万円

本庁財務課、松山支所総務市民課及び有明支所地域振興課が管理する公用車47台(本庁25台、松山支所10台、有明支所12台)の維持管理費です。

主な内容は、任意保険料、マイクロバス運転業務委託料、高速道路や駐車場等の使用料、車検や法定点検等の経費です。

今年度は、軽貨物車を2台購入します。また、リース車の導入を2台行います。



8 契約事務経費 227万円

入札・契約事務の管理経費及び県と県内市町村共同による電子入札システムの構築・運営に伴う負担金です。



○政策推進グループ

【主な仕事】

本市の最上位計画である第2次志布志市総合振興計画や第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）における重要施策について、各課をまたぐ施策や事業化に向けた調整など主要施策の推進に取り組みます。令和8年度は、第3次志布志市総合計画や第3期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定も併せて進めるとともに、民間事業者との連携を目指した民間事業者等提案制度に基づく事務やSDGsの推進、企業版ふるさと納税にも積極的に取り組みます。

【第2次志布志市総合振興計画の概要】

1 まちづくりの基本理念

第2次志布志市総合振興計画は、「志」あふれるまち」を基本理念とし、「継承」「共生・協働・自立」「活力」「挑戦」の4つの理念をもっています。



本市の最上位計画であるこの計画は、長期計画の「基本構想」（平成29年度から令和8年度までの10年間）と、中期計画の「基本計画」（前期、後期各5年間）から成り立っています。令和4年度からは、前期基本計画の進捗や新たな課題等を踏まえて策定された後期基本計画（令和4年度から令和8年度まで）に基づいて、まちづくりに取り組んでいます。

2 将来都市像

本市の財産である「ひと・まち・みなと・ふるさと」それぞれの素晴らしさが共生し、明日への夢と希望が膨らむ未来を創造し躍動するまちを目指すため、第2次志布志市総合振興計画における将来都市像を「**未来へ躍動する創造都市志布志～さらに輝く ひと・まち・みなと・ふるさとを目指して～**」と定めています。

3 まちづくりの基本目標

将来都市像を実現するため、次の7つのまちづくりの方針に基づき、具体的な施策や事業を実施します。

- (1) 〈都市基盤〉「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまち
- (2) 〈生活環境〉自然や風土と共生する安心で豊かなまち
- (3) 〈産業経済〉大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち
- (4) 〈保健・医療・福祉〉生き生きと笑顔で暮らせるまち
- (5) 〈教育・文化〉心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
- (6) 〈コミュニティ〉人と地域が輝く共生・協働・自立のまち
- (7) 〈行財政〉市民とともに歩む「ムダ」のない経営



【事業内容】

1 広域行政

志布志市の発展のためには、大隅半島や都城圏域など、広い地域での発展を推進することも欠かすことができません。そのため、関係する市町と相互に連携をとり協力し合いながら、産業や道路の整備を推進します。

具体的には次のような会の中で、話し合いを行い、国や県に要望活動を行います。

(1) 大隅総合開発期成会

大隅半島の4市5町で大隅地域の一体的開発を推進します。

(2) 定住自立圏構想

鹿屋市や都城市と協定を結び、医療、観光、産業、教育・文化等の振興について、連携して取り組みます。

2 企業版ふるさと納税推進事業

585万円

企業版ふるさと納税とは、市が行う地方創生プロジェクトに対して企業が寄附をした場合に、寄附金額の最大9割の法人関係税が軽減される制度です。

この制度を活用して、本市が進める地方創生関連事業の情報を発信し、賛同を得た企業より本市への寄附を募り、地方創生の実現を図ります。

3 企業等との連携の推進

民間事業者等提案制度に基づく企業や学校等からの提案を募集し、民間活力の導入により、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。

4 SDGs チャレンジ補助金事業

50万円

市内の団体、民間事業者等が行うSDGsの達成に資する活動を支援することにより、地域の魅力向上や課題解決を図るために、補助金を交付します。

5 多世代交流施設事業

1億5,550万円

市役所志布志庁舎前にある空きビルを活用し、屋内遊具やコミュニティスペース、コワーキングスペースなどを整備した、子育て世代を中心に多くの世代が交わる多世代交流施設は、運営に必要な設備・備品等を整備して令和8年7月の開業を目指し、サービスの質や効率性を高めるため、民間事業者の専門知識を生かした指定管理施設として運営します。

6 二地域居住推進事業（保育園留学）

990万円

都市部を中心とした子育て世代を対象に、本市への移住体験、本市での保育園体験や暮らし体験をパッケージ化した保育園留学に取り組むことで、長期的な関係人口を創出し、本市の経済活性化や都市部と本市での二地域居住の実現を推進します。



7 地方創生推進事業

6, 551 万円

第3次志布志市総合計画や第3期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、計画策定の段階から、若者の流出に歯止めをかけ、地域内に人材が循環することを目指して、「つなぐ、育てる、見せる、回す（PDCA）」をキーワードに、計画・人・事業をつなぐ総合マネジメント業務として本事業を実施します。

○地域政策グループ

【主な仕事】

路線バス、JR、チョイソコしぶしなどの公共交通に関することや移住定着に係る事業、地域少子化対策重点推進事業、市内高等学校の支援、志布志の夏そば事業などに取り組みます。

また、各種統計情報について、市民の皆様の御協力をいただき調査を進めます。

【事業内容】

1 公共交通事業

(1) 公共交通（バス路線）対策

2, 776 万円

人口減少やバス運転手の不足、路線バスの利用者が著しく減少していることから、路線維持が困難となっています。市民の皆様の利便性を確保するために、バスの運行を維持する補助金を交付します。

(2) バス通学等支援事業

863 万円

高等学校に公共交通機関を利用して通学する市内居住の生徒及び志布志高等学校に在籍する市外居住の生徒の保護者に対し、定期券等の購入に係る費用の一部を補助金として交付します。

(3) 志布志市地域公共交通活性化協議会

3, 677 万円

地域の現状や課題を的確にとらえ、関係機関、交通事業者等と連携し、地域公共交通計画のアップデートに取り組んでまいります。

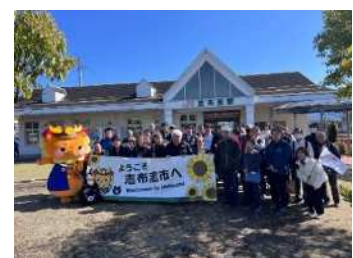
また、本協議会が主体となって事前予約型乗合い送迎サービス（会員登録制）チョイソコしぶしの運行事業を行います。

(4) JR日南線利用促進事業

94 万円

JR日南線の沿線市である宮崎市、日南市、串間市、志布志市等で

JR日南線利用連絡促進協議会を構成し、運賃助成など様々な利用促進に取り組みます。



2 定住交流事業

(1) 若者・子育て世帯移住支援事業 1,000万円

若者・子育て世帯の引越し費用等の移住に係る経済的負担を軽減し、本市への移住の促進を図るため、補助金を交付します。(39歳以下の1世帯20万円、44歳以下の1世帯10万円(18歳未満の子ども1人につき5万円加算))

(2) 定住支援事業 1億円

これまでの移住者に加え、新たに、既に本市に居住している者の住宅取得を支援し、人口の流出を防ぐとともに、本市への定着を図るため、補助金を交付します。

補助基本額	+	地元業者 加算	若者加算		子ども加算(18歳未満の 子ども1人当たり)
30万円		30万円	39歳以下 50万円	44歳以下 30万円	20万円

(3) 東京圏移住支援事業 1,080万円

本市への移住・定住の促進と中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京圏から本市へ移住して就業等や起業をされた方、市で定めた関係人口要件に該当する方に対し、移住に係る経済的負担の軽減のため、補助金を交付します。(2人以上の世帯100万円(18歳未満一人につき100万円加算)、単身60万円)

(4) 奨学金返還支援事業 3,060万円

人口流出・若者の移住定着の対策として、奨学金を借りて進学した若者の奨学金返還を支援することにより、UIターンを促進し、本市への定着を図るため、市が定める要件を満たす者が、高校、大学等を卒業後、市内に居住し、就業する場合に、前年度の奨学金返還金の全部又は一部を補助金(上限額24万円)として交付します。

(5) 移住・交流支援業務委託事業 2,602万円

志布志市移住・交流支援センター「エスプラネード」において、移住や交流につながる相談対応や情報発信、体験ツアー、空き家バンクなどを行います。

また、コワーキングスペース(コミュニティスペース)なども活用しながら、関係人口や移住者、地域住民の交流やマッチングを図ります。



志布志市移住・交流支援センター
エスプラネード



委託項目	業務内容
相談支援業務	仕事・住まい・子育て・地域活動など移住希望者に対する相談支援を行います。コワーキングスペース（コミュニティスペース）の利活用を図ります。
移住・交流セミナー等の実施運営	都市部やオンラインで移住セミナーを開催します。都市部の住民を対象に本市の魅力を発信し、移住希望者を掘り起こします。
お試し移住体験プログラムの実施	本市での実際の暮らしや仕事のイメージを持ってもらうため、移住体験プログラムを組み立て、「お試し移住体験ツアー」を実施します。
移住関連情報等の収集・発信	移住に関する専用ホームページやメールマガジン、SNS等で定期的に移住・交流情報を発信します。また、リーフレットやフリーペーパーの作成、おすすめFMネットワークでの情報発信も行います。
空き家バンク業務	空き家バンクへの登録、利用に関する相談の受付やホームページによる登録物件の周知など、空き家バンクの運営・管理を行います。
婚活支援	婚活に取り組む若者の支援として、結婚相談窓口を設置、運営します。
若者交流支援	若者の交流支援として、交流の場の提供やイベント等を実施します。
地域おこし協力隊	地域おこし協力隊が実施するミッション活動を支援し、確実な定着を目指します。

(6) 空き家バンク登録促進事業

1,000万円

空き家バンクへの登録を促進し、移住希望者等へ空き家物件の情報提供の充実を図るため、空き家バンクに登録した空き家に限り、リフォームや家財処分に要する費用の一部を補助金として交付します。

区分	補助率	上限額
リフォーム支援	事業費の2分の1	50万円
家財処分		10万円

(7) 定住促進住宅用地整備事業

37万円

地域の活性化及び若者の市外からの移住並びに市内の定住を促進するため、新橋地区（1区画）及び尾野見地区（1区画）の定住促進住宅用分譲用地販売を積極的に進めます。



3 地域少子化対策重点推進事業

(1) 結婚新生活支援事業

780万円

経済的理由により結婚に踏み出せない若年層の婚姻に伴う新生活スタートアップに係る費用を支援し、少子化対策の推進を図るため、夫婦又はパートナーの双方が44歳以下の場合は、1世帯当たり20万円(39歳以下の場合は、1世帯当たり30万円、29歳以下の場合は、60万円)を上限に補助金を交付します。

(2) 出合いサポート応援セミナー事業

120万円

婚活セミナー等を開催し、結婚を希望する若者の出合いをサポートします。

4 市内高等学校支援事業

184万円

志布志高等学校、尚志館高等学校の生徒が英語検定、漢字検定、数学検定に合格した場合に、検定受検費の補助を行うとともに、学校の魅力化を高める取組を支援します。

5 志布志の夏そば事業

189万円

夏の観光資源としての普及に取り組んでいる「志布志の夏そば」の生産性向上のため、志布志市そば生産組合に補助金を交付します。

6 統計調査の実施

208万円

(1) 経済センサス

令和8年6月1日現在で実施します。

日本の経済活動の実態を明らかにする重要な統計調査です。

経済センサスから得られる調査結果は、物価高騰対策の各種支援制度の検討材料や、新規店舗計画の基礎資料などに、広く活用されています。



(2) その他の調査

令和8年度においては、人口移動調査、教育統計調査(学校基本調査)を実施します。

国が実施する統計調査は、国、県及び市町村の各種施策の基礎資料として利用されるだけでなく、民間企業や研究機関などで経営や研究等の基礎データとしても利用されます。

記入に際しては調査の必要性を御理解いただき、御協力をお願いします。





7 地域みらい留学への参加 **211万円**
 志布志高等学校の生徒数の確保に寄与するため、地域みらい留学に参加し、同校の生徒数の確保及び魅力化を図ります。

8 郵便局集落支援員事業 **120万円**
 コミュニティ単位とは異なる広域での見守り活動等を行うため、郵便局集落支援員を委嘱します。

9 地域活性化起業人制度の活用 **150万円**
 空家の発生から予防までの総合的な空家等対策を実施するため、国の地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れます。

ODX・広報グループ

【主な仕事】

日々進歩する情報通信技術(ICT)環境の中で、行政事務の効率化や安全・安心な市民サービスにつながる情報通信システムを運用し、デジタル技術やデータを活用して、市民の利便性の向上及びデジタル化の恩恵を享受できる環境を構築します。

また、広報紙「市報しぶし」の発行やホームページの管理、行政告知放送に関する管理・運営など、多様な媒体での情報発信を行い、市民に分かりやすい行政情報を提供します。

【事業内容】

1 情報発信事業

市民にわかりやすい行政情報を提供するため、広報紙、ホームページ等多様な媒体を活用し、情報発信の充実を図ります。

(1) 「市報しぶし」の発行

1,050万円

市の施策やイベント、行事等の市政情報や街の話題を掲載している「市報しぶし」を毎月1回発行します。自治会加入世帯に配布するほか、公共施設、商業施設、各店舗等に設置します。過去の「市報しぶし」は、市ホームページからご覧になれます。



(2) 行政告知放送の活用

283万円

各世帯に設置された行政告知放送端末を活用して、市政情報やイベントのお知らせ等の情報発信を行います。放送時間は、午前6時45分と午後6時45分の2回です。なお、校区・自治会の単位で放送することができます。



- (3) ホームページの活用 219万円
市のホームページに、市政情報やイベント、行事等の情報をより分かりやすく、スピーディに発信します。市民の皆様が知りたい行政手続やイベント、行事等の情報を得られるよう、ホームページ上のPDFファイルを多言語化します。また、台風、豪雨などの災害時には、市民の皆様に対して避難に関する情報等を迅速に伝達できるよう取り組みます。

- (4) 次期行政告知放送システムの実証 548万円
現行システムの老朽化を見据え、時代の変化に合わせた情報配信システムの構築を目指します。

- (5) その他の関連事業 1,158万円
上記のほか、行政告知放送端末の設置(108万円)や修繕(350万円)、コミュニティFMの活用(132万円)、行政放送番組の制作(568万円)等に取り組みます。

2 デジタル化推進事業

デジタル技術を活用して、行政サービスの利便性の向上及び業務の効率化を図ります。

- (1) RPAの利活用推進 762万円
職員がパソコンで日常的に行っている作業を自動化するRPA(Robotic Process Automation)を拡充させ、業務の効率化を進めます。

- (2) デジタルデバイド(情報格差)の解消 353万円
地域におけるデジタル人材の育成を図る講座やデジタル機器に関する相談所を開催するとともに、苦手と感じる方でもデジタル化の恩恵を享受できるよう取り組みます。

- (3) 市公式LINE等利活用推進 225万円
本市の認知度の向上と市民の利便性の向上を図るため、SNS(LINE、Facebook等)を活用し、本市の魅力や市民生活に役立つ情報を戦略的かつ、効果的に発信します。特にLINEについては、オンラインサービスの充実を図るためのツールとして活用を図ります。



【志布志市公式LINE】
ぜひおともだちになってください。

- (4) 地域活性化起業人制度の活用 690万円
地域の活性化と地域課題の解決に向け、市と一体的に取り組む人材を確保するため、国の地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れます。



- (5) デジタル人材の育成 594万円
デジタル技術を活用した市民サービスの向上と内部事務の効率化の取組をより推進するため、若手職員の政策立案能力及び情報リテラシーの向上を図り、デジタル人材の育成に取り組みます。

3 庁内システム運営事業

- (1) 電算システムの管理・整備 2億7,788万円
電算機器、ソフトウェア等の保守管理及び電算システム、ネットワーク等の更新を実施します。
- (2) 情報通信基盤の維持・管理 1,053万円
地域情報通信整備事業により整備した通信設備の維持管理、条例公民館等公共施設における公衆無線LANの整備や地理情報システムの維持管理を行います。
- (3) 庁内情報セキュリティの推進
庁内のセキュリティ運用指針に基づき、各種セキュリティ対策の実施や、人的セキュリティ向上のための啓発活動に取り組みます。

○地域コミュニティグループ

【主な仕事】

- 自治会に関すること
- コミュニティ組織の活動支援に関すること
- 地域づくり事業に関すること
- ボランティア及び民間非営利組織団体に関すること

【事業内容】

1 自治会への助成

地域住民の連携によるコミュニティ意識の高揚及び自主的で健全な自治会活動を促進するため、次のような補助金を自治会に交付しています。

(1) 自治会運営費助成金事業 3, 250万円

自治会の運営を支援するため、各自治会の9月1日現在の世帯数に応じた世帯割（1世帯当たり3,000円）と加入世帯数による加算割（例：11～30世帯 15,000円）の合計額を助成します。

(2) 自治会提案型活性化助成金事業 3, 050万円

共生・協働のまちづくりと地域活性化を目的に、自治会の活動を支援します。総会や話し合いの開催には1世帯当たり1,000円の基本助成を行い、さらに定められた活動に応じて世帯規模別の助成額を加算します。これにより、地域の自主的な活動と協働を促進します。

(3) 自治会集会施設等整備事業 250万円

集会施設等の整備を行う自治会に対し、補助金を交付します。補助対象は、寄附金等を除く経費の総額が15万円以上で、国、県又は市が定める他の補助金を受けていない集会施設等の修繕や整備に限ります。補助金の額は、経費の40%以内とし、最大補助限度額は320万円です。集会施設等の整備を希望する自治会は、事前にご相談ください。



修繕後の自治会集会施設

(4) 自治会統合推進事業 200万円

複数の自治会が統合した場合に対し、補助金を交付します。補助の対象や補助金の額は規定に基づき、統合後の自治会に対して助成されます。詳細については、別途ご相談ください。

■（1年目）

補助の対象	区分	補助の基準	補助金額
統合した 新自治会	自治会数割	統合後50世帯未満	(統合前の自治会数－1)×10万円
		統合後50世帯以上	(統合前の自治会数－1)×20万円
	世帯数割	新自治会の世帯数	世帯数×2,000円(上限30万円)

■（2年目・3年目）自治会数割額を交付します。

2 市民団体等による共生・協働・自立推進事業への助成

NPOや地域づくり団体等の市民団体、自治会等が地域の課題解決に向け、自主的・継続的に取り組む公益的な事業に対して補助金を交付します。

(1) 市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業 100万円

本来行政が行うべき事業を、市民等が構成する団体等が柔軟な発想、豊かな経験、専門的な知識を活かした効果的で経済的な事業に対して助成します。
(助成限度額50万円)

(2) 共生・協働・自立の市民活動支援事業 30万円

自治会や市民グループ等が、自ら企画し、自主的、継続的に取り組む公共性のある地域づくり事業に対して、1回目は2/3、2回目は1/2、3回目は1/3を助成します。(助成限度額5～10万円)

3 やっちくむらおこし事業 45万円

市民と行政が協働し、地域の活性化を目指す事業です。やっちく会（大隅の國やっちく松山藩）を中心に、人づくりやイベント（秋の陣まつり、桜植樹等）を行っています。事務は松山支所総務市民課で行います。

4 地域コミュニティ協議会への助成

人口減少、少子高齢化、役員不足、未加入等による地域活動の衰退、多様化する地域ニーズへの対応が困難な状況を解決し、共生・協働による地域づくりを実践するため、地域コミュニティ協議会の活動に対して補助金を交付します。

(1) 地域コミュニティ協議会創生支援事業 70万円

協議会が、自らの創生期に、地域まちづくり計画に基づき実施する自主財源確保の検討、地域課題解決の試行に係る経費を助成します。

(2) 地域コミュニティ協議会活動促進事業 5,232万円

協議会が、地域まちづくり計画に基づく地域の将来像を達成するための、自主的かつ協働による活動の促進を支援します。

(3) 地域魅力UP応援事業 500万円

協議会が、地域の特性や資源を活かした地域の魅力アップとなる新規事業、又は地域の課題解決が図られ、自立的・持続的な地域の活性化及び共助力向上に寄与する事業を支援します。

(4) 地域コミュニティ連絡協議会補助事業 221万円

志布志市地域コミュニティ連絡協議会が契約する公民館総合保障制度掛金等に係る経費を助成します。

(5) コミュニティ助成事業 230万円

一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施する「一般コミュニティ助成事業」に応募し採択を受けて、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業を助成します。

○ダイバーシティ推進グループ

【主な仕事】

- 男女共同参画に関すること
- 多文化共生に関すること
- 女性相談支援に関すること
- 国際交流に関すること
- 人権問題に関すること

【事業内容】

1 多文化共生推進事業 173万円

コミュニケーションに不安を感じている外国人等が安心して行政サービスを受けられるように、多言語通訳システムや多言語翻訳ディスプレイを導入しています。在留手続、仕事、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関する大切な情報や相談を様々な言語でお伝えします。

日本に住む外国人等が住みやすい環境整備を整え、地域社会の構成員として共に生きていく社会を目指し、取り組みます。



2 女性活躍推進事業 790万円

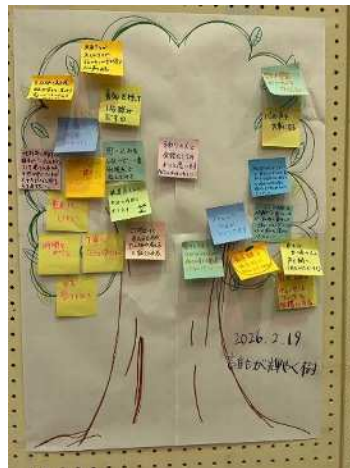
少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中、人手不足を解消するために、女性はその能力を十分に発揮できる環境を整備することは必要不可欠となっています。誰もが活躍できるまちづくりを進めていくために様々な取り組みを実施します。

- ・ 市内高校生と市内事業所との交流会
- ・ 派遣アドバイザー事業

- ・ 女性活躍推進事業セミナー
- ・ ひとがともに輝くまちづくりプラン策定に係る住民意識調査
- ・ 女性デジタル人材育成支援事業（講座）
- ・ 生理痛体験（ピリオノイド）



高校生と事業所の交流会



女性活躍推進
セミナー

3 若者女性働き方改革推進事業

131万円

若者や女性が地方から都市部へ流出している問題について、人口減少と労働力不足を解消するため、職場において誰もが働きやすい環境を整えることを推進します。若者や女性が安心して長く働き続けられるようになり、地域に定住することを目指します。

- ・ 地域同期会の開催

4 女性相談支援事業

281万円

女性が抱える問題は多様化、複雑化してきています。一人ひとりの状況に合わせて適切なサポートを行うことで、女性が安心して暮らせる社会や、自立して生活できる社会の実現を目指します。



○みなと振興グループ

【主な仕事】

- 港湾の利便性向上や利用促進、流通促進に関すること
- 港湾に関する情報収集及び発信に関すること
- 企業誘致、企業立地の推進に関すること
- 立地している企業の支援に関すること
- 工業団地の整備・分譲・運営に関すること
- 水産業の振興に関すること

【事業内容】

1 港湾振興費

(1) ポートセールス活動事業

1, 171万円

志布志港は、大阪南港との間を毎日就航している「商船三井さんふらわあ」、各主要都市との間（東京・大阪・名古屋・沖縄等）を結ぶ「マルエーフェリー」を中心に行われる内貿貨物と、「新若浜地区国際コンテナターミナル」で、台湾・韓国・中国・神戸港等との間に週9便就航しているコンテナ貨物、「国際バルク戦略港湾」の対象品目である穀物など、配合飼料の原料を輸入している外貿バルク貨物や原木（丸太）などを取り扱っています。

原木の2025年輸出取扱数量は約45万^mと全国シェアの約2割を占めるなど好調な取扱いであり、2010年以降、16年連続で全国第1位となっています。

志布志市と鹿児島県は、志布志港の更なる利用促進を図るため、それぞれで協議会を設立し、「新若浜地区国際コンテナターミナル」の利用促進を中心に、連携して荷主・船会社等を訪問し、志布志港の機能や特徴など継続的にPR活動することで、志布志港の航路充実や取扱貨物量の増加による志布志港の発展を目指します。

- | | |
|-----------------------|-------|
| ① ポートセールス活動に係る旅費 | 91万円 |
| ② 志布志港ポートセールス推進協議会負担金 | 150万円 |
| ③ 志布志港湾振興協議会への負担金 | 930万円 |



志布志港外港地区にて船積み予定の原木



新若浜地区国際コンテナターミナル



(2) 志布志港関連団体等への負担金等 **147万円**

志布志港の整備促進及び利用促進、並びに志布志市の貿易促進を図るため、各種団体へ負担金を支出しています。

＜主なもの＞

- | | |
|-----------------------|-------|
| ① 鹿児島県貿易協会 | 30万円 |
| ② 日本貿易振興機構鹿児島貿易情報センター | 108万円 |
| ③ その他、港湾・貿易団体 | 9万円 |

(3) さんふらわあ志布志航路利用促進事業 **2,539万円**

志布志港の全体取扱貨物量の約5割を占め、志布志市と関西地域を結ぶ海の大動脈である「商船三井さんふらわあ」の利用促進を図るため、志布志市及び鹿児島県がそれぞれ協議会を設置し、旅客や乗用車利用の増加対策に取り組んでいます。

フェリーさんふらわあのPR活動やイベントをはじめ、商船三井さんふらわあを利用する10人以上の団体や市内中高校の修学旅行への助成等に取り組んでいます。今年度も更なる旅客等の利用促進にも取り組んでいきます。

また、今年度で、さんふらわあが志布志港寄港60年目の節目を迎えるにあたり、乗船運賃半額キャンペーンを実施します。

- | | |
|--------------------------|---------|
| ① さんふらわあ志布志航路利用促進協議会補助金 | 1,803万円 |
| ② 鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会負担金 | 736万円 |

(4) 輸出促進支援・志布志港PR活動事業

輸出情報収集・国外販路拡大事業など **2,506万円**

市内の事業所等が、海外へ輸出するための取組（海外見本市への出展、海外市場の視察、海外商談会への参加、オンライン商談時のサンプル輸送等）に係る経費の一部を助成しています。

また、国内外で開催される商談会や展示会等へ参加し、市内事業者の支援と併せて志布志港の物流サービスや助成制度のPRを行い、国内外の事業者等に対して志布志港の認知度を高め、更なる志布志港の利用促進に取り組めます。

(5) 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業 **7,211万円**

志布志港を利用するコンテナで輸出入を行う貨物の荷主、ターミナル内の冷凍・冷蔵電源施設の使用料に対し助成金を交付し、新若浜地区国際コンテナターミナルの更なる利用促進を図ります。

新若浜地区国際コンテナターミナルは、年間約12万TEU（TEU：20フィートコンテナ1個分）の蔵置能力を有しており、令和6年のコンテナ取扱量は約10.6万TEUとなり、平成30年に10万TEUを超えて以降、好調な取扱量となっています。

今年度も官民一体となりポートセールス並びに利用促進に取り組んでいきます。

(6) 市民が親しむ港づくり推進事業 **1, 205万円**

東の玄関口である志布志港を市民に身近に感じてもらうとともに、観光客等へのイメージアップ等を図るため、旅客船ふ頭（通称：観光船バース）の緑地や志布志港内の道路等の景観維持に努めています。

また、クルーズ客船の誘致に向け取り組んでいきます。

2 港湾建設費（港湾改修事業負担金） **2億900万円**

志布志港は、昭和44年に重要港湾の指定を受け、国、県により整備が進められています。

南九州地域の配合飼料原料輸送コスト削減と安定的で安価な飼料の供給体制が構築されることを目的に「国際バルク戦略港湾」の整備が着実に進んでいます。

また、多目的上屋の改修（冷凍・冷蔵機能の追加等）など、農林水産物・食品の輸出拠点を目指すべく、官民一体となって取り組みを進めます。



志布志港の全景

3 企業立地促進補助事業 **1億6,767万円**

市内に企業の事業所や工場等が建設されると、働く場が増えるとともに、市の税収増加につながるだけでなく、まち全体も活性化することになります。

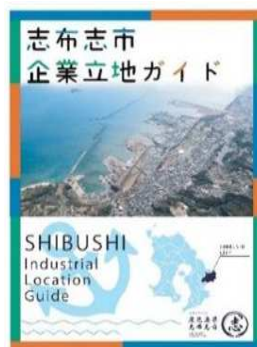
そのため、本市では、市が定めた条件を満たす事業所や工場等の新設又は増設をした企業に対し、補助金の交付や固定資産税の一部免除（直接事業に要する新設又は増設部分のみ。3年間免除。）を行うなど、立地企業への事業の拡大に対する支援をしています。

4 企業立地推進事業 **412万円**

本市への企業立地の積極的な推進とともに、立地企業及び地場産業からの問合せに対し、迅速かつ丁寧な情報提供を心掛けており、新たな雇用・就労の場を確保し、産業振興と雇用機会の拡大に向けて取り組んでいます。

<具体的な内容>

- (1) 企業からの立地相談窓口
- (2) 企業立地懇話会の実施
(東京、大阪等)
- (3) 市内外企業訪問
- (4) 市内異業種懇話会の開催
- (5) 市長のトップセールス



- (6) 企業誘致パンフレットの制作
- (7) 情報収集に関する業務委託
- (8) 市内遊休物件等の調査と紹介

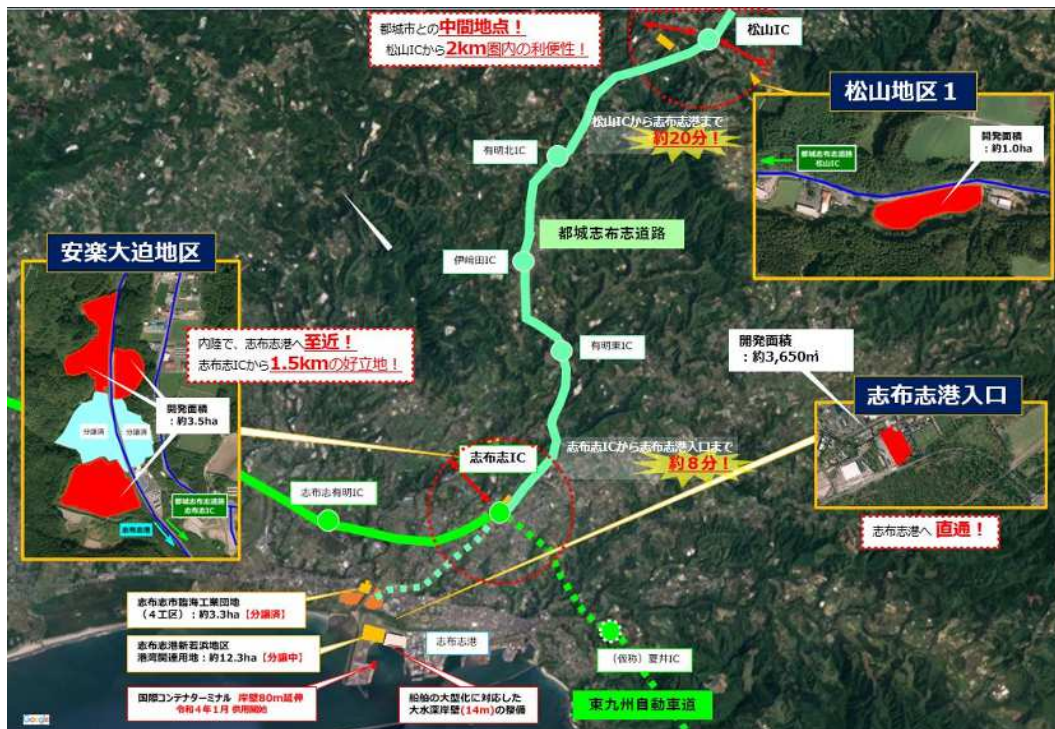
5 工業団地整備事業

4億5,827万円

志布志都市計画にて準工業地域に位置付けられている志布志港新若浜地区の後背地において、現在整備中の国際バルク戦略港湾関連事業、東九州自動車道、都城志布志道路とも連携し、物流アクセス面でも優位となる臨海工業団地の開発を行っています。

また、今後より一層の企業の進出機会創出の為、インターチェンジ付近に工業団地を整備していく予定としています。

本事業並びに関連事業の推進により、社会基盤の強化とともに地元雇用の拡大を図ります。



工業団地整備状況

6 水産振興事業

239万円

市の海産物の魅力を発信するとともに漁魚用燃油の価格高騰により経営が逼迫している漁業者等を緊急的に支援し、その経営安定を図ります。

また、水産生物とのふれあい、学習の場として稚魚の放流を実施するとともに、魚食普及を目的とした「魚屋さんの料理教室」を実施します。



7 漁港建設事業

水産基盤機能保全事業により夏井漁港の防波堤を整備し、夏井漁協の保全を図ります。

6,000万円



〇おもてなしグループ**【主な仕事】**

- | | |
|----------------|---------------------|
| ■ 観光の開発振興に関する事 | ■ イベントに関する事 |
| ■ 国民宿舎に関する事 | ■ 観光施設等の管理に関する事 |
| ■ 商店街の振興に関する事 | ■ 商工業及び鉱業の振興に関する事 |
| ■ 金融に関する事 | ■ 消費者安全の確保に関する事 |
| ■ 計量に関する事 | ■ 商工業及び鉱業に係る公害に関する事 |
| ■ 起業家の支援に関する事 | ■ 商工団体に関する事 |

【事業内容】

- 1 イベント運営事業** **2,752万円**
本市の伝統のお祭りである「志布志お釈迦まつり」をはじめ、「志布志みなとまつり」等特色あるイベントを開催することで観光客を誘致するとともに、地域活性化を推進します。

- 2 国民宿舎ボルベリアダグリ改修事業** **4,686万円**
市の指定管理施設である国民宿舎ボルベリアダグリの大小様々な改修を行い、宿泊者や日常で利用される市民の方々のサービスの維持・向上を図ります。

- 3 指定管理委託事業** **2,622万円**
本市の観光拠点施設となるダグリ岬遊園地や海水浴場、蓬の郷（ふれあい交流センター及びそれ以外の施設）、多目的イベント広場の管理運営を指定管理者に委託することにより、多くの観光客誘致や市民の憩いの場の確保を図ります。

- 4 観光施設整備事業** **6,305万円**
施設の老朽化等に伴い修繕等が必要な観光施設を整備し、施設運営の円滑化を図るとともに、おいでいただく観光客や市民の方々へのサービスの維持及び向上を図ります。

- 5 オラレ志布志事業** **1,397万円**
競艇場外発売場「オラレ志布志」の事業による収入金の中から、サンポートしぶしアピア2階施設を賃借し、売上向上のための啓発普及活動費に充てています。また、児童及び生徒への防犯グッズの購入や商工会の活動に対する支援事業に役立てます。

- 6 ダグリ岬公園周辺等整備事業** **130万円**
ダグリ岬ベイサイドパーク構想の下、ダグリ岬の魅力向上を図り、景観を生かした観光地とするため、ダグリ岬周辺の環境整備を行います。
- 7 志布志市商工会への補助金**
- (1) **志布志市商工会活動費補助事業** **960万円**
商工業の発展、地域住民の福祉のためのまちづくりの原動力となるよう積極的な活動推進と商工業各部会活動を積極的に実施し、会員相互の連帯を深め商工業者の総合的活性化を図ります。
- (2) **販路拡大支援事業** **150万円**
市内商工業者が市外物産展や商談会へ参加するための費用の一部を助成し、市内製品の販路拡大とPRが図られるよう支援します。
- 8 消費生活相談事業** **84万円**
消費生活相談員を配置し、消費者から商品やサービス等の購入・契約により発生する苦情相談等の問題解決のため、専門的・公正な見地から消費者を支援します。また、各種消費者啓発の活動を行います。
- 9 志布志市商工業支援制度事業** **2,400万円**
- (1) **商工業開業支援事業** **1,300万円**
商工業起業家及び既経営者の新たな事業の開業を支援することで、新たな商品の販売やサービスの提供が増え、本市の産業振興及び地域活性化につながります。
- (2) **商工業資金利子補給金交付事業** **300万円**
経済対策の一環として、志布志市商工会に加盟している商工業者で制度資金等を利用した方に、1年間に支払った融資利率1%の利子相当額以内を利子補給金として交付します。
- (3) **新型コロナ貸付利子補給金交付事業** **400万円**
コロナ禍で融資を受けたゼロゼロ融資の返済が始まる中で、利子負担を軽減し事業継続を支援します。
- (4) **チャレンジ補助金交付事業** **300万円**
市内商工業者の売上向上に資する新商品・新サービスの提供や事業再構築などの新たな取り組みを支援します。
- (5) **バリアフリー店舗改修助成事業** **100万円**
障がい者や高齢者等への合理的配慮提供のため改修を行う事業所に対して助成を行います。

10 住み良か地域づくり支援事業 100万円

地域の暮らしを支えるために最低限必要となる商業機能を確保するために、店舗や事務所等において、その地域で不足する必要な品物やサービスを新たに提供する事業者等を支援します。

11 商店街エリア活性化推進事業 90万円

中心市街地のにぎわいの創出や、商店街活性化を図ることを目的として、イベントや景観統一等を行う事業者を支援します。

○セールスグループ

【主な仕事】

- 観光諸団体に関すること
- 物産振興に関すること
- ふるさと納税に関すること
- シティセールス事業に関すること
- 寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付に関すること
- 広域観光、スポーツ合宿に関すること

【事業内容】

1 スポーツ合宿誘致促進事業 1,638万円

行政と民間が一体となった誘致活動や支援活動並びに合宿等誘致奨励金を交付することにより、更なるスポーツ合宿や大会の誘致を促進させ、本市への観光誘客を図ります。



2 観光特産品協会運営事業 4,285万円

本市の観光振興及び特産品振興に関する事業を推進するため、市から様々な事業を委託する一般社団法人志布志市観光特産品協会の運営費の一部を助成します。

3 東京駐在所運営事業 2,573万円

人口が集中する首都圏を拠点に、志布志市の魅力を発信し、特産品を基軸とした認知度向上に取り組みます。企業や関係者とのネットワークづくりやファンミーティング等を通じて「志布志ファン」を増やし、継続的な関係人口の創出に取り組み、本市特産品の消費喚起や来訪、将来的な移住へとつなげ、地域経済の活性化に寄与します。

4 特産品振興事業

1億1,325万円

一般社団法人志布志市観光特産品協会に本市特産品の販売所「港湾通り」の運営を委託します。また、魅力的で安全安心な特産品の開発に取り組むことで本市特産品のブランド力の向上やイメージアップにつなげ、国内外に向けた本市特産品の販路開拓や販売促進を図ります。

本市特産品の販売力を向上するため、インターネット上における本市特産品の企画開発、商品サイトのページ作成等に係る取材・撮影等、効果的なコンテンツ制作に取り組むことで販売力の向上を図り本市特産品の販路拡大につなげます。



5 シティセールス事業

8,131万円

全国でも有数の魅力ある特産品を有する本市の特性を生かしたイメージアップ事業と関係人口創出に取り組むことで外部からの人材・物財・資金・情報を呼び込み、本市経済の活性化を図ります。

6 ふるさと納税推進事業

16億3,907万円

本市特産品の魅力を生かしたふるさと納税寄附を募ることにより、安定的な財源の確保に取り組むとともに、本市の認知度向上や特産品の振興につなげます。また、本市へ寄附していただいた多くの方々と継続的な関係を築くシティセールスの基盤として位置づけ、事業の推進を図ります。

● 寄附金の受入状況 47,017,697,358円（令和8年3月末現在速報値）

市への直接寄附分			かごしま応援寄附金分配分
年度	件数	寄付額（円）	寄付額（円）
7	231,345	5,052,840,395	—
6	232,427	5,182,887,000	—
5	313,224	6,765,194,141	—
4	272,323	6,219,600,100	—
3	237,917	5,297,675,000	—
2	217,136	5,113,193,811	—
1	154,020	4,024,375,937	—
30	164,295	3,270,820,112	—
29	153,221	3,039,999,838	—
28	99,269	2,253,398,287	223,169
27	34,338	750,268,619	300,984
26	57	5,134,000	271,507
25	53	7,090,000	284,511
24	60	8,662,000	255,659
23	37	6,250,000	528,427
22	26	6,178,118	497,502
21	15	10,915,000	389,659
20	8	3,215,000	288,497
合計	2,109,771	47,017,697,358	3,039,915



● 寄附金の活用状況

令和7年度は、志布志港若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業、住宅リフォーム助成事業など総額約50億円を活用するなど、いただいたご寄附を大切に使用させていただきました。



志布志庁舎 472-1111 (内線 200・207・213・216)
有明庁舎 474-1111 (内線 120)
松山庁舎 487-2111 (内線 322)

○課税グループ

【主な仕事】

- 市税等の課税に関すること
- 原動機付自転車の登録及び標識に関すること
- 固定資産の評価及び価格の決定に関すること
- 固定資産課税台帳に関すること
- 地籍に関すること

課税グループは、市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に関する課税事務や納税通知書等の送付事務、減免に係る事務などを行っています。

中でも固定資産税は、皆様が所有する市内の資産（土地・家屋・償却資産）について現地調査や資料収集を行い、評価を実施しています。この評価は、総務省が定める

「固定資産評価基準」に基づいており、土地及び家屋については3年ごとに見直されます。次は令和9年度が評価替えの基準年度です。



「全ての建物が対象です」

○納税グループ

【主な仕事】

- 市税等の収納及び滞納整理に関すること
- 市税等の証明に関すること
- 納税思想の普及に関すること

納税グループは、市税等の収納や滞納整理に係る事務、「税を考える週間」などの納税意識高揚のための啓発などを実施しています。

納税通知書等を受け取られたら、納期限までに納付をお願いします。安心して便利な口座振替をお勧めしていますが、コンビニエンスストアでのお支払いや、納付書のQRコードやバーコードを読み取りキャッシュレス納付することも可能です。ご自身に合った納付方法で、確実な納付をお願いします。

もし納期限までに納付や相談がないときは、預貯金、給料、年金、不動産などの財産調査を行い、差押えを行う事もあります。納税に関する個別の相談を行っておりますので、早めの相談をお願いします。

志布志庁舎 472-1111 (内線 232・236・237)

有明庁舎 474-1111 (内線 112・118)

松山庁舎 487-2111 (内線 225・321)

○市民年金グループ

【主な仕事】

- 住民票等証明書の発行に関すること
- 引っ越し手続きに関すること
- 戸籍の届出に関すること
- おくやみの手続きに関すること
- マイナンバーカードに関すること
- パスポートに関すること
- 年金に関すること

【事業内容】

1 戸籍住民基本台帳費

3,704万円

出生届・死亡届・婚姻届・その他の各戸籍関係の届書の受理・審査・記載等に関する事務や住民基本台帳の記録、印鑑登録及び各種証明等に関する事務を行っています。また、令和7年5月26日から、戸籍に氏名の振り仮名を記載する新制度が開始されました。これにより本人確認がより確実かつスムーズに行われることになり、幅広い行政サービスの向上を図っていきます。

その他、臨時運行許可申請や船員事務(志布志庁舎のみ)なども行っています。

2 デジタル化推進事業費

527万円

「書かない」、「待たない」、「回らない」窓口の実現に向けて導入した「書かない窓口支援システム」の活用や窓口キャッシュレスサービス、郵送請求キャッシュレスサービスの普及を促進し、市民サービスの更なる向上と事務効率化を図っていきます。

また、昨年からはコンビニや各庁舎のキヨスク端末を利用した証明書交付に限り、手数料を減額し、利用を促進するとともに窓口の混雑緩和を図っています。



キヨスク端末利用

3 マイナンバーカード推進事業費

1,891万円

マイナンバーカードの申請や交付、電子申請に関する事務を行っています。

来庁が困難な方を対象に個人宅や福祉施設等への出張申請サービスを行います。また、カード取得から5回目の誕生日前に必要となる電子証明書の更新について、昨年からは志布志郵便局へ窓口を拡充し、市民の利便性向上を図っています。

※ マイナンバーカードの安全性と利便性について

マイナンバーカードには、税や年金などの個人情報記録は記録されておらず、顔写真付きのため他人がなりすまして使用することはできないので安心です。

また、マイナンバーカードはコンビニ交付、健康保険証としての利用、マイナポータルを通じて転出届出や児童手当、介護保険などの行政手続きのほか、昨年から運転免許証との一本化が始まるなど、利便性が向上しています。

4 国民年金費

585万円

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡について必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的にしています。国民年金保険料の納付や年金受給に関する相談、各種申請等の受付を行っています。国民年金保険料の免除や支払い方法について、お気軽にお問い合わせください。

○環境政策グループ

【主な仕事】

- 環境保全の推進に関すること
- ごみの減量化及びリサイクルに関すること
- 省資源及び省エネルギーに関すること
- 騒音、振動及び悪臭の防止に関すること
- 生物多様性に関すること
- 合併処理浄化槽設置に関すること
- 農業集落排水事業に関すること
- その他生活排水及び河川環境に関すること

利便性を追求するライフスタイルが定着した結果、温暖化や水不足等をはじめとする地球規模での環境問題が発生し、その影響の大きさが懸念されています。

市では、令和7年度に見直しを実施した第2次志布志市環境基本計画に基づいて、これらの課題解決に資する一般廃棄物の排出抑制や減量化・資源化の更なる推進はもとより、脱炭素社会の実現に向け、アマモ移植などブルーカーボンの取り組みについても検討していきます。

また、生活雑排水による環境への影響を軽減するため、合併浄化槽の設置、農業集落排水施設への接続を推進します。



環境学習会で分別を実施

【事業内容】

1 環境衛生費

(1) 生物多様性保全への取組

1, 501万円

「志布志市生物多様性地域戦略」の推進のため、有明開田の里公園内の「志布志市生物多様性センター」を中心に地域戦略推進委員の協力を得ながら、市内で確認されているメリケントキンソウやアルゼンチンアリなどの外来生物の生息調査や薬剤駆除等を実施するとともに、市民参加型の野外イベントの実施、希少野生動植物の保護活動の支援により、生物多様性の主流化と自然環境の保全を図ります。



植物観察会（生物多様性センター）

(2) 指定ごみ袋作成事業

2, 377万円

一般ごみ袋、資源ごみ袋などを作成し、適正なごみの排出を推進します。

(3) 一部事務組合・他市町村負担金事業

2億3, 578万円

志布志市と大崎町で一部事務組合を設置し、一般ごみの最終処分場、火葬場、し尿処理場等の安定的な管理運営を行っています。

- 曾於南部厚生事務組合負担金 2億1, 179万円
清掃センター、衛生センター（し尿処理施設）、紫雲園（火葬場）
- 曾於北部衛生処理組合負担金 1, 781万円
- 曾於市斎苑負担金（火葬場） 618万円

(4) 志布志市衛生自治会事業

1, 000万円

適正なごみ出しを推進するために、環境保全・衛生思想の普及に関する環境学習会の開催、共生協働の取組である「マイロードクリーン大作戦」を推進します。また、空き缶やペットボトル等、収集した資源ごみの売り払い益金の一部を「資源ごみ分別報奨金」として各単位衛生自治会へ還元します。

(5) 墓地の適正管理に関する事業

1, 099万円

市営墓地の適正な施設管理（草払いや支障木伐採等）や高齢化などの理由から管理が困難となった共同墓地に対して、管理経費（水道料）や環境整備費用、災害復旧経費の一部を補助することで地域の負担軽減と墓地の適正管理を図ります。

- 市営墓地管理事業 862万円
- 共同墓地管理補助事業 47万円
- 共同墓地災害復旧及び環境整備事業 190万円

(6) 不妊去勢手術費助成事業 **50万円**

飼い主のいない猫の繁殖を抑え、地域環境の保全を図るため、ボランティア活動団体に対して、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の2分の1の助成を行います。

- ※ 不妊手術（メス）1匹あたり上限1万円
- ※ 去勢手術（オス）1匹あたり上限5千円
- ※ 1年度につき、1団体原則10匹分を限度とします。

ただし、地域環境を勘案し必要と認める場合はこの限りではありません。

(7) 狂犬病予防接種事業 **6万円**

狂犬病予防法に基づいた所有者による犬の登録を周知するとともに、狂犬病予防接種の集団接種を実施し、適正な畜犬管理を行います。

2 塵芥処理費（ごみ処理に必要な費用です。）

(1) ごみ収集運搬業務委託料 **1億8,536万円**

生ごみ、資源ごみ、使用済紙おむつ、一般ごみ、粗大ごみ（戸別収集）の収集運搬に係る経費です。

資源ごみについては、地区ごとの月1回の収集に加えて希望する自治会への特別回収を実施しています。

- ※ 分別方法の問い合わせについては「分別ポスターや「志布志市公式LINE」、市ホームページの「AIししまる」をご利用ください。



分別周知用カレンダー

(2) 生ごみ・草木剪定枝リサイクル（堆肥化）委託料 **8,493万円**

収集した生ごみや草木は、有限会社そおりサイクルセンター松山有機工場で堆肥化しています。この堆肥は「循ちゃん堆肥」として、学校や公民館等への配布や市役所で販売しています。循ちゃん堆肥は、地域通貨「ひまわり券」でも交換できます。

(3) 資源ごみ中間処理業務委託料 **9,667万円**

収集した資源ごみを再商品化事業者へ引き渡すため、品目ごとに必要な選別・圧縮・梱包、保管に関する業務を有限会社そおりサイクルセンターに委託しています。

(4) RPF化及びリサイクル処理業務委託料 **2,193万円**

収集した木くずや畳くず、布切れ等をRPF化処理し、塩ビ系廃棄物や乾電池類、蛍光灯類などの廃棄物を適正にリサイクルする業務を委託しています。



(5) 環境パトロール・ごみ出し困難者対策事業 **946万円**

市内全域を巡回し、不法投棄の防止、ポイ捨てごみの収集及び分別処理を行います。また、家庭ごみの排出に支障をきたしている高齢者や体の不自由な方に対し、ごみステーションまでのごみ搬出をお手伝いします。

(6) 分別基準適正化物の再商品化負担金 **77万円**

容器包装リサイクル法により、市町村から排出される資源ごみ（分別基準適合物）の再資源化を図るため、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ負担金として支出しています。

(7) 海岸漂着物等地域対策推進事業 **88万円**

海岸に漂着したごみによる、海岸機能の低下や環境・景観の悪化を防ぐため、漂着ごみの収集、運搬及び処分を行い、海岸環境保全を図ります。

3 公共用水域保全事業 **560万円**

単独浄化槽若しくはくみ取り便槽を撤去して合併浄化槽を設置した場合又は農業集落排水施設（下水道）に接続した場合に10万円を限度として補助します。

ただし、既存の単独浄化槽又はくみ取り便槽を撤去せず埋め置きした場合は4万円を限度として補助します。

合併浄化槽への転換又は農業集落排水施設に接続することで、家庭から出るし尿や生活雑排水が適正に処理され、公共用水域の水質保全が図られます。

4 浄化槽設置整備事業 **3,479万円**

専用住宅に浄化槽を設置する場合、次の補助額を限度として補助金を交付します。ただし、農業集落排水施設区域内や貸家、合併浄化槽の更新等は対象となりません。

<補助額>

(1) 単独浄化槽又はくみ取り便槽から合併浄化槽への転換

5人槽：33万2千円・7人槽：41万4千円・10人槽：54万8千円

※ 宅内配管工事費に対し、15万円を上限に追加して補助します。

(2) 新築住宅(市内業者が施工する場合)

5人槽：22万1千円・7人槽：27万6千円・10人槽：36万5千円

(3) 新築住宅(市外業者が施工する場合)

5人槽：11万円・7人槽：13万8千円・10人槽：18万2千円



5 農業集落排水事業会計

市内4地区で農業集落排水施設の維持管理を行っており、家庭から出るし尿や生活雑排水を適正に処理することで、公共用水域の水質保全を図ります。

令和8年度は、業務予定量として接続戸数1,800戸、年間総排水量550,000 m³、1日平均排水量1,506 m³を予定しています。

(1) 収益的支出 2億6,864万円

家庭や事業所などから出るし尿や生活雑排水を適正に処理するために必要な経費で、修繕費・光熱水費・人件費などが主なものです。

(2) 資本的支出 1億9,189万円

処理場やポンプ場の施設の建設改良や設備機器更新及び企業債償還に係る費用です。



志布志庁舎 472-1111 (内線 851・856・857・860)

有明庁舎 474-1111 (内線 134・136)

松山庁舎 487-2111 (内線 271・278)

○社会福祉グループ

【主な仕事】

- 民生委員・児童委員、援護支援、成年後見に関すること
- 心身及び精神に障がいのある方の支援に関すること
- 子供、高齢者、障がいのある方、生活困窮者等の包括的な相談支援や相談支援の総合調整に関すること。
- 地域生活課題に関する相談で、他の課の所属に属さない事項に関すること

【事業内容】

- 1 成年後見制度利用支援事業 838万円
「志布志市成年後見支援センター」を社会福祉協議会に設置し、成年後見制度の広報、相談等を行います。また、制度を利用するための費用の助成を行います。
- 2 社会福祉協議会運営補助 6,988万円
社会福祉協議会が実施する各福祉事業を推進するため、運営費の補助を行います。
- 3 地域づくり事業 1,306万円
社会福祉協議会が実施している、高齢者を対象とした「ふれあいサロン活動事業」を拡充し、高齢者だけでなく、障がいのある方、子育て中の親子など、地域の多様な人が気軽に立ち寄れる居場所づくりを行い、交流を通して孤立防止や介護予防、生きがいと健康づくりなどの活動と、地域資源等を活用した連携の仕組みづくりを支援します。
- 4 福祉施設指定管理委託事業 1,917万円
「志布志市健康ふれあいプラザ」の管理運営を、社会福祉協議会に委託します。
- 5 健康ふれあいプラザ大規模改修工事 1億5,190万円
平成2年に建設し35年が経過している志布志市健康ふれあいプラザの長寿命化を図るため、令和8年度は機械設備工事・電気設備工事等を中心とした大規模改修工事を行います。
- 6 心身障害者扶養共済制度負担金助成事業 28万円
心身に障がいのある方の保護者が、死亡又は重度の障がい者となった場合の被保護者の経済的不安を軽減するための共済制度の一部掛金を助成します。



- 7 特別障害者手当等支給事業 1, 234万円
心身に重度の障がいのある方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅者に手当を支給します。
- 8 重度心身障害者医療費助成事業 6, 858万円
心身及び精神に重度の障がいのある方が、各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除き、精神の方は通院に係る医療費のみ）について助成を行います。県外や県内の一部医療機関を除き、自動償還払いとなっており、市役所での申請が不要です。
- 9 児童発達支援利用者負担額助成事業 28万円
児童発達支援事業を利用する児童の保護者に対し、利用者負担金の全額を助成します。
- 10 放課後等デイサービス利用者負担額助成事業 800万円
放課後等デイサービス事業を利用する児童の保護者に対し、利用者負担金の全額を助成します。
- 11 自立支援医療費支給事業 5, 448万円
身体に障がいのある方が更生のために必要とする医療費を給付します。
精神通院医療については県事業ですが、申請書の提出先は市です。
- 12 障がい者基幹相談支援事業 2, 633万円
障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や伴走支援、権利擁護のために必要な援助を行います。
- 13 地域活動支援センター事業 30万円
障がいのある方が通い、
創作的な活動や生産活動の提供、
社会との交流の促進等の場を提供します。
- 
- 障がい者スポーツ
レクリエーション大会
- 14 移動支援事業 612万円
屋外での移動が困難な心身等に障がいのある方に、外出のための支援を提供します。
- 15 訪問入浴サービス事業 83万円
心身等に障がいのある方に対し、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。



- 16 日中一時支援事業 150万円
障がいのある方に日中における活動の場を確保し、日常的に介護をされている家族の一時的な負担軽減を図ります。
- 17 日常生活用具給付事業 1,200万円
障がいのある方や、難病を患っている方に対して、日常生活の利便を図るために必要な生活用具を給付します。
- 18 成年後見制度利用支援事業 130万円
障がいのある方の権利養護の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる方に対し報酬等の助成を行い、成年後見制度の利用支援を図ります。
- 19 自動車改造・免許取得費助成事業 30万円
身体、知的又は精神に障がいのある方が、普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。また、上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級から3級の手帳を有する方に対し、自立した生活、社会活動への参加及び就労のために、自らが所有し運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。
- 20 障害者虐待防止事業 30万円
障がいのある方への虐待の防止と早期発見、虐待の事実確認、虐待の認定、被虐待者の一時保護や養護者に対する負担軽減のための支援など必要な措置を行います。
- 21 自立支援給付費支給事業 1億1,193万円
障がい者施設への入所及び通所、又は福祉的就労や在宅でのヘルプサービス等を必要としている方に対しサービスを提供します。
- 22 障害児通所支援給付事業 4億2,044万円
児童発達支援事業や放課後等デイサービスなど療育を必要としている児童に対して日常生活における基本的動作や、集団生活への適応のための訓練等を提供します。
- 23 補装具費給付事業 800万円
身体に障がいのある方の日常生活や社会生活の質の向上を図るため、用具の購入、修理を行うための費用を助成します。



- 24 志布志市補聴器購入費助成事業 100万円
本市に住所を有する18歳以上の方で、聴力レベルが中等度以上で、身体障害者手帳の交付を受ける対象とならない方に対して、補聴器を購入する費用の一部を助成します。
- 25 福祉車両購入費助成事業 60万円
車椅子を利用されている方の移動の利便性向上と社会参加の促進を図るため、福祉車両を新規に購入する費用を一部助成します。
- 26 重層的支援体制整備事業 561万円
様々な分野にまたがる複合的な悩みを抱えた市民の相談を受け止める体制を構築し、課題を整理し解決方法を一緒に考え、関係機関とともに解決・安定に向けた支援や社会参加へ向けた支援を行います。

○生活福祉グループ

【主な仕事】

- 生活困窮者の自立支援や生活保護に関すること

1 生活困窮者自立支援事業 3,361万円

生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化と生活保護から脱却した人が再び生活保護を必要とすることがないように、生活困窮者に対して、自立相談の支援、就労に向けた支援、家計に関する相談支援及び住居確保給付金の支給を行います。

なお、生活困窮者に対して様々な相談支援を行う場所として、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」を設置しています。

しぶし生活自立支援センター「ひまわり」では、様々なことで困っている方の相談を受け、一緒にその解決に向けた支援を行います。

志布志市にお住まいの方であれば、誰でも無料で利用できます。おひとりで悩まずに、「ひまわり」に御相談ください。

電話：099-472-1830

[メール：shien@shibushi-shakyo.jp](mailto:shien@shibushi-shakyo.jp)（匿名可能です。）

2 被保護者就労支援事業 345万円

被保護者の就労支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の早期就労及び自立促進を図ります。



3 生活保護扶助費給付事業 4億7,024万円

生活に困窮する市民が、生活を維持するためにその利用しうる現金、資産、就労できる能力等を活用し、かつ扶養義務者からの扶養や他の法律による扶助をもってしても最低限度の生活ができない世帯に対し、生活、住宅、教育、医療等の扶助費を支給します。

4 生活保護適正化等事業 535万円

生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化による医療扶助の適正化、新規申請及び被保護者の面接相談の体制整備を行います。



志布志庁舎 472-1111 (内線 250・257・260・261・880)

有明庁舎 474-1111 (内線 132・133)

松山庁舎 487-2111 (内線 274)

○健康増進グループ

【主な仕事】

市民の方々が、健やかで心豊かな生活を送るためには、生涯を通じた健康づくりが重要です。こども子育て課の妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や次の世代を担う学童期から18歳までの母子保健と連携し、青年期から高齢期までの一体的な支援を、第3次健康しぶし21（健康増進計画）に基づき、「つながろう笑顔で取り組む 健康なまち ～ひとりの取組 みんなが元気～」を基本理念として、市民が主体となった健康づくりに取り組みます。

1 二次救急医療体制整備補助事業

1, 486万円

大隅4市5町の重症救急患者の医療を確保するため、大隅地域内の二次救急医療機関に対して、補助金を交付し、救急体制の確保に要する事業です。

2 予防接種事業

4, 351万円

(1) B類予防接種事業

予防接種法に基づいた事業で、インフルエンザ・成人用肺炎球菌・新型コロナウイルス・帯状疱疹ワクチン接種について、市と契約した医療機関で接種することができ、契約外医療機関で接種を希望する方に対しては、償還払いで接種することができます。接種料は、一部公費負担します。



(2) 任意予防接種事業

インフルエンザ予防接種について、妊婦、生後6か月以上18歳（高校生相当）以下の方を対象に、市が接種料の一部を公費負担します。また、帯状疱疹の発症予防・重症化予防のため、50歳以上（定期予防接種対象者を除く。）の方についても、接種料の一部を公費負担し、契約外医療機関で接種を希望する方に対しては、償還払いで接種することができます。

3 地域自殺対策強化事業

58万円

こころの健康づくり推進事業

自殺予防のための講演会や臨床心理士等による相談会を開催します。

また、一人一人が自殺予防のために行動できるようにゲートキーパー（※）を養成します。

※ ゲートキーパー…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。



4 健康増進事業

4,373万円

健康づくり事業と、疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣を改善するために各種健診等を実施し、住民の健康の維持・増進を図ることを目的とした事業です。

(1) 健康づくり推進員養成事業

健康づくりの基礎知識を習得した健康づくり推進員を養成する事業です。市民の健康づくりの自助努力を支援する活動を自主的に行います。

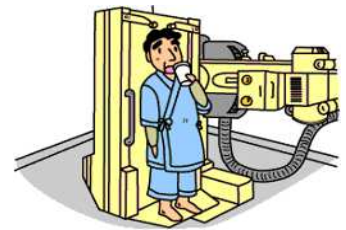
(2) がん検診事業

30歳以上の方を対象に、胃がん検診、腹部超音波検査、大腸がん検診等を実施する事業です。

大腸がん検診については、郵送型検診を行います。

(3) 肺がん検診（結核検診と同時実施）

肺がん等を早期発見するため、40歳以上の方を対象に市内を巡回し、レントゲン検診及び必要な方へ喀痰（かくたん）検査を行います。



(4) 結核検診（肺がん検診と同時実施）

結核等を早期発見するため、65歳以上の方を対象に市内を巡回し、レントゲン検診を行います。

(5) 歯周病検診

歯周病の早期発見・早期治療に努め、口腔の保持・増進を目的に、20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳の方を対象に、歯科医療機関にて個別健診を実施します。市外の歯科医療機関には、償還払い制度を導入します。

5 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

1,703万円

女性の方を対象に、子宮頸がん検診、乳がん検診を行います。また、乳房腹部超音波検査（自己負担）を希望する方は、集団検診時に受診できます。

医療機関での個別検診について、69歳迄の女性の方に実施します

6 若年末期がん患者に対する療養支援事業

43万円

40歳未満の末期がん患者が、在宅療養のために必要なサービスを受ける際の費用に対して公的支援を行います。

7 がん患者アピアランス支援事業

25万円

がん患者が、治療に伴う脱毛に対して使用する医療用ウィッグ又は乳房切除による精神的負担を軽減するために使用する乳房（胸部）補整具の購入費用の一部を助成します。



8 ドナー環境整備事業

21万円

骨髄等を提供するドナー及びドナーを提供する事業所に対し、その経費の一部を助成します。

9 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

2,486万円

高齢者の健康状態や生活機能の課題を踏まえ、総合的な体制を整備し、生活習慣病等の重症化予防及び心身機能の低下予防を図ります。

(1) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

健診結果報告会やころばん体操などの場を活用し、健康教育・指導を行います。

(2) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

健診データ等を活用し、低栄養者や生活習慣病等の重症化予防、多剤投薬者、健康状態不明者などに対し、個別訪問を行います。

(3) 長寿健診事業

高齢者の疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣を見直すために長寿健診等を実施します。

(4) 保養所利用助成事業（後期高齢者分）

対象：鹿児島県後期高齢者医療保険に加入されている方
1人年間4,800円（200円×24枚）まで助成します。

(5) はり、きゅう施術料助成事業

対象：鹿児島県後期高齢者医療保険に加入されている方
1人年間6,000円（500円×12枚）まで助成します。

(6) 人間ドック等助成事業

人間ドック、PETがん検診、脳ドックのいずれかを受けた方に、年1回に限って助成を行います。市が実施する長寿健診（個別健康診査、情報提供を含む。）を受診していない方が対象となります。また、保険診療の場合、助成の対象となりません。



<助成内容（対象：鹿児島県後期高齢者医療保険に加入されている方）>

区分	助成上限額	助成率
1日ドック	20,000円	自己負担額の1/2 ※千円未満切り捨て
2日ドック	30,000円	

脳ドックやPETがん検診も上記の区分において対象になります。

10 高齢者保健事業

497万円

65歳から74歳までの市民を対象に疾病予防事業を行います。

保養所利用料助成

対象：65歳から74歳までの全市民

1人年間4,800円（200円×24枚）まで助成します。



○健康増進グループ（国民健康保険特別会計）

【主な仕事】

国民健康保険事業は、県と共同運営しており、安定的な財政運営や効率的な事業執行等に取り組み、安定的な制度運用に努めています。



その中で、国民健康保険特別会計は、国民健康保険の被保険者が医療機関を受診したときの自己負担額（医療機関の窓口での支払いなど）を除く医療費を、国民健康保険税や国、県、市の公的負担で賄います。年齢や所得などで区分されますが、医療費の自己負担額は、医療費総額の2割から3割ですので、残りの7割から8割を国民健康保険特別会計で支払います。

国民健康保険は、社会保険等に比べて65歳から74歳までの高齢者の占める割合が高く、加入平均年齢も高いことから、1人当たりの医療費が高い傾向です。

被保険者数が年々減少する中で、その財源となる国民健康保険税も減少（令和6年度の志布志市国保の歳入で国保税の占める割合は14.2%）しております。

被保険者の一人一人が、病気にならない健康づくりを意識しながら、年に1度の特定健康診査（メタボ健診）・がん検診を受診し、生活習慣の見直しや病気の予防、早期発見、早期治療及び重症化予防につなげていただくことが被保険者の健康維持や医療費の伸びの抑制につながります。また、同じ病気で複数の医療機関への受診はせず、ジェネリック（後発）医薬品を活用するなど適正受診をお願いします。

なお、第三者行為による交通事故などにあつた場合は、まず、国民健康保険担当窓口連絡をされるようお願いいたします。

【事業内容】

1 国民健康保険子育て世帯支援給付金事業 142万円

国において実施している未就学児の国民健康保険税の軽減措置のほか、更なる子育て世帯への支援の一環として、市独自で未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に係る残りの均等割額分を子育て世帯給付金として給付します。

2 保険給付費

保険給付には、療養給付費、療養費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等があります。

(1) 療養給付費 26億5,000万円

各被保険者の医療費の自己負担分は、かかった医療費の2割から3割となります。残りの医療費は国民健康保険で負担します。



＜被保険者の負担割合＞

- 0歳～義務教育就学前 2割負担
- 義務教育就学後～69歳 3割負担
- 70歳～74歳 2割（現役並み所得者は3割負担）

※ 義務教育就学前とは、6歳に達する日以降の最初の3月31日までのこと。

(2) 療養費 2, 300万円

旅行中などで資格確認書等が無く医療費を全額支払ったときや、医師が必要と認めて、はり、きゅう、マッサージの施術を受けたとき、コルセットなどの治療用装具を製作したときは、費用の全額を一旦支払い、後日申請により一部負担金を除いた額を療養費として支給します。

(3) 高額療養費 4億6, 000万円

医療機関や薬局の窓口で支払った額が1か月の自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた分を支給します。

自己負担限度額は、被保険者が70歳以上かどうかや所得によって分けられています。

また、70歳以上の方は、外来だけの自己負担限度額が設けられています。自己負担限度額を超えない場合でも、同じ世帯の全ての外来と入院の自己負担額を合算して、世帯単位の自己負担限度額を超えた場合も、その超過分を高額療養費として支給します。

なお、簡素化用申請書を提出するだけで、登録口座への自動振込みできます。

(4) 高額介護合算療養費 45万円

高額介護合算制度は、年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が著しく高額となった場合、その負担を軽減する制度です。これにより、医療・介護の負担額の合算額のうち、自己負担限度額（年齢や所得区分によってきめ細かく設定）を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。

(5) 出産育児一時金 1, 501万円

国民健康保険の被保険者が出産した場合、50万円（産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は48万8千円）を支給します。

(6) 葬祭費 150万円

被保険者が死亡した場合、葬祭費として2万円を支給します。

3 保健事業費

国民健康保険は、被保険者の疾病等についての保険給付を行うだけでなく、被保険者の健康の保持増進や疾病予防を目的とした健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を行います。





(1) 被保険者への特定健康診査・特定保健指導 4, 021万円

生活習慣病の予防や健康の保持増進を図るため、生活習慣病の原因となりうるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施します。

生活習慣病とは、糖尿病、高脂血症、高血圧症、脳卒中などのことで、食生活や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどが深く関わっています。

特定健康診査を受診することで、普段の生活習慣を見直し、生活習慣を改善することが重症化を防ぐ第一歩となります。（対象：40歳～74歳）

特定健診受診率 目標：70.0%
令和6年度 実績：43.2%

(2) 被保険者に対する疾病予防 568万円

① はり、きゅう施術料助成

1人年間6,000円（500円×12枚）まで助成します。

② 人間ドック等助成

人間ドック、PETがん検診、脳ドックのいずれかを受けた方に、年1回に限って助成を行います（市が実施する特定健康診査（個別健康診査、情報提供を含む。）を受診していない方が対象となります。また、保険診療の場合は、助成の対象とはなりません。）。



<助成内容（対象：30歳以上の国保の被保険者）>

区分	助成上限額	助成率
1日ドック	20,000円	自己負担額の1/2 ※千円未満切り捨て
2日ドック	30,000円	

脳ドックやPETがん検診も上記の区分において対象になります。

③ 検診助成

各種がん検診等を集団検診の方法で受けた方に、年1回に限って助成を行います。

○健康増進グループ（後期高齢者医療特別会計）

【主な仕事】

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療保険です。

この制度の運営主体は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合であり、市においては申請や届出の受付、保険料の徴収等を行います。

【事業内容】

1 広域連合納付金

5億6,549万円

被保険者から徴収した保険料及び延滞金や県と市からの保険料軽減に係る公費負担分（保険基盤安定負担金）を合わせて広域連合へ納付します。



<後期高齢者医療制度の仕組み>

(1) 被保険者となる方

- ① 75歳以上の方（誕生日当日から）
- ② 65歳から74歳までで一定の障がいがある方が、広域連合の認定を受けた場合（認定を受けた日から）

(2) 医療費の自己負担 1、2、3割

※ 所得区分に応じた自己負担割合が適用されます。

(3) 保険料

保険料は、原則として鹿児島県内均一に設定し、2年ごとに見直しを行っています。

<令和8年度の保険料> ※新設の子ども・子育て支援金分を含みます。

所得割：11.97%

均等割：71,200円（7割、5割、2割軽減あり）

賦課限度額：87万1千円



○長寿支援グループ

【主な仕事】

高齢者福祉・介護保険に関すること、総合相談（地域包括支援センター）など、高齢者に関わる総合的な支援を行っています。

【事業内容】

1 重層的支援体制整備事業（健康長寿課分）

2, 220万円

(1) 生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う事業者と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を図っていく事業です。

令和5年度から事業を拡充し、各小学校区等を単位とする日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの掘り起こしを行いながら、高齢者の地域課題を解決するための体制強化を行います。

(2) 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）

生活・介護支援サポーター育成やころばん体操の実施など自発的な介護予防に関するボランティア活動を実施する団体等に対して支援を行います。

(3) 総合相談事業

地域の高齢者が住み慣れた地域等希望する場所で安心してその人らしい生活を継続することができるよう、見守り活動ネットワークの構築及び総合相談体制の整備を行う事業です。

(4) 権利擁護事業

高齢者の権利を擁護するために成年後見制度等の啓発等を行う事業です。



(5) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働づくりや介護支援専門員に対する支援を行う事業です。

2 老人福祉事業

1, 425万円

(1) 介護手当支給事業

要介護4・5の認定を受けている方又は要介護4・5と同程度の障がいを持っている方を在宅で介護している家族に、介護手当を月額1万円支給します。



(2) 介護用品支給事業

非課税世帯に属する要介護4・5と同程度の障がいを持っている方を、在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続等につなげるため、月額5千円の介護用品券を支給します。

(3) 「食」の自立支援事業

調理が困難な65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の方等に対する配食事業です。

(4) 高齢者地域支え合いグループポイント事業

65歳以上の方と若い世代がグループで行う互助活動に対し、地域商品券等と交換できるポイント制度です。地域の互助活動を活性化し、「地域社会の担い手」として活躍が期待される元気な高齢者の受け皿づくり、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ります。

3 長寿祝金支給事業

1, 245万円

高齢者の長寿を祝福し、満80歳以上の方全員に3千円の祝金を支給します。

4 生活支援ハウス運営事業

836万円

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して生活が送れるよう支援することが目的で、社会福祉法人隆愛会に委託して運営しています。

<対象者>

市内に住所を有する原則として60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方又は家族に援助を受けることが困難な方であって高齢等のため独立して生活することに不安のある方。

利用料は収入によって異なりますが、最大で月額5万円です。（光熱水費等は実費）入居については、長くて概ね1年としています。利用定員は10名となっています。



- 5 生活指導型ショートステイ事業** **47万円**
在宅のひとり暮らし高齢者等で、自立した生活に不安がある方に対して、養護老人ホーム等の空き部屋等に一時的に宿泊していただき、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図り、要介護状態への進行を予防するための事業です。利用期間は、原則7日以内ですが、市長が必要と認めた場合は必要最小限度で延長が可能です。利用回数は、1人当たり3か月に1回を限度とし、利用料は、1人1日当たり593円です。（食費は別途かかります。）
- 6 福祉タクシー運行事業** **2,140万円**
日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保するため、福祉タクシーを運行し、交通弱者の利便性を図るものです。
対象者は、市内に住所を有する65歳以上の方や障がい等により自動車の運転が困難な方、また運転に不安がある方や傷病等で運転が困難な方も含まれます。利用料は無料ですが、事前に登録する必要があります。
- 7 老人クラブ助成事業** **447万円**
市老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動費を補助し、会員相互の融和と親睦、地域との交流を図り、健康増進につなげます。
- 8 高齢者労働能力活用事業** **1,676万円**
シルバー人材センターの運営費を補助し、高齢者の生きがいの充実と社会参加の推進、活力ある地域づくりにつなげます。
- 9 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業** **500万円**
人手不足分野や介護、育児等現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進し、経済・社会の活性化を図る事業を行っているシルバー人材センターに補助を行います。
- 10 養護老人ホームへの入所措置・老人保護措置費** **2億7,788万円**
自宅での生活に不安がある方や、養護を受けることが困難な方を、養護老人ホームに入所させ養護する事業です。地域ケア会議で入所の要否を判定します。
<対象者>
(1) 65歳以上で、環境や経済的理由で、居宅において養護を受けることが困難な方
(2) 入院加療を要しない状態で、家族や住宅の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められる方



11 介護予防支援事業

1, 864万円

介護認定の結果、要支援1・2と判定された方に対し、居宅要支援者の依頼を受けて、地域包括支援センターの職員及びセンターから委託を受けた介護事業所の職員が、介護予防サービス計画書を作成する事業です。

○長寿支援グループ（介護保険特別会計）

【主な仕事】

介護保険特別会計は、65歳以上の方等で、要支援又は要介護認定を受けられた方が、介護サービスを利用されたときの自己負担分（1割～3割）を除いた給付費を保険料や国・県・市等の公的負担で賄う特別会計です。

本市の高齢者施策の基本方針として「高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（令和6年度～8年度）を策定し、計画の基本理念である「共に助け合い 心豊かに笑顔で生き生きと暮らせるまち」を目指して、介護保険事業を行っています。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするために、介護予防事業の実施や生活支援サービス、医療サービスなど、様々なサービスを切れ目なく利用できるように支援をしています。



【事業内容】

1 介護認定審査事務負担金（一般会計からの支出）

5, 466万円

介護サービスを利用するためには、市の窓口で介護保険認定申請をして、「要支援」又は「要介護」の認定を受ける必要があります。認定事務は、曾於地区の2市1町で構成する「曾於地区介護保険組合」にて行います。

2 介護（介護予防）サービス給付費

11億5, 060万円

自宅にサービス提供者が訪問する「訪問サービス」、自宅から施設に通い日帰りで利用する「通所サービス」、短期間施設に宿泊し介護サービスを利用する「短期入所サービス」などの在宅での介護サービスに必要な費用です。

3 地域密着型介護（介護予防）サービス給付費

7億560万円


高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域で利用する施設（グループホーム、小規模の介護施設など）でのサービスに必要な費用です。

4 施設サービス給付費

15億4, 030万円

介護保険の認定で「要介護」と認定された方に対する施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院等）でのサービスに必要な費用です。



- 5 介護（介護予防）福祉用具購入費** **200万円**
自宅で介護サービスを利用している人が、「排せつ」や「入浴」などに使用するポータブルトイレや入浴補助用具など、貸与になじまない福祉用具を購入するための費用です。対象となる福祉用具は、特定されていますので、購入前に確認してください。
1人当たり年間10万円が限度となります。
- 
- 6 介護（介護予防）住宅改修費** **400万円**
要支援・要介護認定を受けている高齢者が居住する住宅に、手すりの取付けや段差解消等の小規模な改修工事を行う場合の費用です。ただし、改修前に事前に市へ申請する必要があります。1人当たり生涯20万円が限度となりますが、引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度支給を受けることができます。
- 7 介護（介護予防）サービス計画給付費** **1億3,820万円**
要支援・要介護認定を受けている方が、介護サービスを利用するために、「介護サービス計画（ケアプラン）」を介護サービス計画作成事業者に依頼されたときに支払われる費用です。費用の全額が給付されるため利用者負担はありません。
- 8 高額介護（介護予防）サービス費** **1億1,030万円**
介護サービスにおける自己負担（1割～3割）が高額になった場合に、限度額を超えた分について払い戻しをするための費用です。利用者の負担が軽くなる仕組みです。
- 9 高額医療合算介護（介護予防）サービス費** **1,540万円**
同じ医療保険の世帯内で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に医療と介護の両方を合わせた自己負担が、限度額を500円以上超えた分について、払い戻しをするための費用です。利用者の負担が軽くなる仕組みです。
- 10 特定入所者介護（介護予防）サービス費** **1億6,080万円**
介護施設の入所利用における居住費、食費は自己負担となりますが、低所得の方は所得に応じて自己負担の上限が設けられており、これを超える分を支払う費用です。
- 11 一般介護予防事業** **652万円**
全ての高齢者に対し、健康教育、健康相談等を通じて介護予防に関する知識の普及・啓発や自発的に介護予防を行う地域活動組織の育成・支援を行い、介護予防に向けた地域づくりを促進します。



(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのボランティア育成、パンフレットの配布や講演会の開催等を行います。

(2) 高齢者元気度アップ・ポイント事業

ボランティア活動等を通じて、高齢者の社会的参加を促進し、生き生きとした生活確立し、介護予防につなげます。



12 介護予防・生活支援サービス事業

5, 269万円

要支援1・2の認定を受けている方の利用できるサービスの選択の幅を広げ、一人一人の状態に合ったサービス利用ができるよう取り組みます。

(1) 介護予防通所介護相当サービス・介護予防訪問介護相当サービス

要支援認定者等を対象としたデイサービスやホームヘルプサービスで、自立した生活が送れるように支援します。

(2) 通所型介護予防サービス

運動機能の低下等が見られる高齢者等の介護予防を目的として運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等を行う通所型サービスです。

(3) 生活支援サービス（配食）

総合事業対象者で、低栄養状態で要介護状態等となるおそれの高い方への配食支援事業です。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

要介護状態等となるおそれのある高齢者（基本チェックリスト該当による事業対象者）の介護予防支援のため、総合事業のサービスを適切に受けられるよう介護予防プラン作成などを行う事業です。

13 包括的支援事業

622万円

地域の高齢者を支援するための費用です。

(1) 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続するために、地域における認知症の支援体制を整える事業です。



(2) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の在宅生活を支援するため、医療機関や介護事業所等の連携体制を構築する事業です。

14 任意事業

1, 529万円

地域の高齢者が、安心してその人らしい生活を継続していけるよう、家族介護継続と自立生活等に必要な支援を行う事業です。





(1) 介護用品支給事業

市町村民税非課税世帯で、要介護４・５の認定を受けている65歳以上の方を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続等につなげるため、月額５千円の介護用品券を支給します。

(2) 介護者相互交流事業

高齢者を介護している家族を、介護から一時的に開放することによって、家族の相互交流及び心身のリフレッシュを図るための事業です。

(3) 配食支援事業

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められた高齢者のうち、食事の確保ができず、定期的に見守りが必要とされる高齢者等に食事を提供するとともに、見守りによる安否確認などを行うことで自立生活の維持を図ります。

(4) 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし高齢者等の居宅に、相談、安否確認等ができる緊急通報装置を設置し、急病や災害等の緊急時の対応を容易にすることを目的としています。

志布志庁舎 472-1111 (内線 281・283・286・287)

有明庁舎 474-1111 (内線 131・134)

松山庁舎 487-2111 (内線 271・278)

子育て支援センター「はぐくみランド」 472-8993

○こども家庭グループ

【主な仕事】

- こども家庭センターに関すること
- 母子保健に関すること

【事業内容】

1 こども家庭センター事業

1,748万円

こども家庭センター事業は、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う事業です。さらに、児童虐待の防止や、虐待を受けた児童の保護・支援を行うなど、一連の活動を総合的に行う事業です。

(1) 妊娠・出産包括支援

妊産婦や乳幼児の実情を把握し、相談に応じます。必要に応じ支援プランを作成し、関係機関との連絡調整を行いながら、切れ目のない支援体制を構築します。



(2) 産前・産後ケア事業（ママと妊婦さんのほっとカフェ）

妊娠中や産後の近況、不安について情報を共有し、お互いの経験などを話せる場を提供します。

また、助産師が必要に応じ専門的なアドバイスをを行い、妊産婦の不安や生活上の困りごとなどを軽減し、母親同士の仲間づくりを支援し、安心して妊娠期や育児に臨めるようにサポートします。



(3) 産婦健康診査

産後の心身の不調等を早期に発見するため、産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査について公費負担を行います。

(4) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保するため、助産師の訪問による支援（訪問型）と助産院等に通所又は宿泊し、支援を受ける（通所型・宿泊型）産後ケアを行います。

(5) 赤ちゃん訪問事業

生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師が訪問し、母子の健康状態の確認や相談に応じ、必要な指導や助言を行います。

また、生後2～3か月の乳児のいる家庭を母子保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努め、支援が必要な場合は、関係機関につなぎます。

(6) ふれあい食体験事業

市内の保育園児・幼稚園児に「つくる」「食べる」といった体験を通して、人と交流しながら、食事や食べ物に興味や関心を持ち、幼児期から健全な食生活を身に付けることができるよう取り組みます。



(7) 子育て支援アプリ、医療相談アプリ

子どもの成長や予防接種の記録ができ、妊娠・出産・子育て期に役立つ情報を利用者の必要に応じて受け取れる子育て支援アプリ（志布志市子育てナビ）や、妊婦や子育て世帯がいつでもどこでも気軽に医師に健康相談が行える医療相談アプリ（リーバー）を提供し、子育て世代を支援します。

志布志市子育てナビ アプリ

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

子育て世帯向け医療相談アプリ 「LEBER (リーバー)」 アプリ

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

(利用対象)
妊婦中の方がいる世帯、
就学前のお子さんがある世帯です。

※登録するには専用の6桁の登録番号が必要となります。

(8) 妊娠期歯科検診事業

妊娠期はホルモンの変化等で歯周疾患になりやすく、歯周疾患は早産や低出生体重児出産の原因にもなるため、受診券を発行し、歯科医院での個別検診を実施しています。

(9) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、健康保険が適用されない初回の産科受診料の費用を助成します。

(10) 子どものショートステイ事業

虐待により緊急に一時保護が必要な場合や、保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭等の理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設において24時間体制で短期間（原則7日以内）預かります。

委託先：かのや乳児院、大隅学舎、慈光園

(1) 遠方の産科医療機関等への交通費支援及び遠方の分娩取扱施設への交通費・宿泊費支援事業

遠方（自宅から概ね60分以上の移動時間を要する）の産科医療機関等を受診する必要がある妊産婦・乳幼児に対して、医療機関等までの移動にかかる交通費を助成し、また、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、施設までの移動にかかる交通費と出産予定日前から施設の近くで待機するための宿泊費の助成を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。

2 子ども予防接種事業 **6,085万円**

予防接種法に基づいた事業で、市と契約した医療機関で接種することができます。なお、契約外医療機関で接種を希望する方に対しては医療機関の窓口で費用をいったん支払った後、市役所窓口で申請を行っていただくことで、払戻しを受けられます。



3 母子保健事業 **2,658万円**

発育・発達の確認や子どもの豊かな心と健やかな体の育成を支援する事業です。

(1) 各種健康診査・相談・訪問指導事業

母子保健の向上を図るため、妊娠期から5歳児まで各種健康診査・相談・訪問指導等を行い、母子が心身ともに健やかに過ごせるよう支援する事業です。また、新生児聴覚検査費用の一部を負担します。

(2) 妊婦健康診査事業

妊娠・出産に係る経済的不安を軽減するため、14回分（多胎妊婦は18回分）の妊婦健康診査費用を負担します。

(3) 不妊治療費助成事業

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図るために、不妊治療費の助成を行います。令和4年度から保険適用となった治療法の自己負担分、保険適用外の自費分について、1年度当たり20万円を限度に助成します。

4 巡回支援専門員整備事業 **143万円**

発達に関する知識を有する専門員が、保育園・認定こども園を巡回し、施設の職員に対し、発達支援が必要な乳幼児の早期発見・早期対応のための助言を行います。

5 フッ化物洗口実施事業 **34万円**

フッ化物洗口を市内全保育園・認定こども園及び小学校で実施することにより、幼児期から学童期のむし歯の低減及び健康な口腔の育成を図ります。



6 妊婦のための支援給付交付金事業 1, 793万円

安心して出産・子育てができるよう寄り添い、出産・育児等の支援につなぐ包括的相談支援の充実を図るとともに、認定者に対し、妊娠届出時等及び乳児家庭訪問時等に面談を実施し、妊婦支援給付金を支給し、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。

7 地域子育て支援拠点事業 1, 629万円

乳幼児とその保護者を対象に、親子のふれあい遊びや育児講座、育児相談等の支援を行います。

名 称	電話番号	利用時間（日・祝休み）
志布志市子育て支援センター「はぐくみランド」（アピア横鉄道記念公園内）	472-8993	月～土 8:30 ～ 17:15
通山子育て支援センター「たんぽぽハウス」（通山こども園内）	474-1506	月～土 9:00 ～ 16:00



8 ファミリー・サポート・センター事業 11万円

地域において、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（提供会員）が会員となり、相互援助活動を行うことを目的とするものです。

窓口は、志布志市子育て支援センター「はぐくみランド」となります。

援助を受けた際の料金（報酬）の支払いは直接、会員間で行います。

※ 対象児童：生後3か月以上の乳幼児から小学生。

9 地域子育て支援センター改修事業 1, 130万円

志布志市子育て支援センター「はぐくみランド」の老朽化に伴い、安全に安心して施設利用できるよう環境を整備します。

○子育て支援グループ

【主な仕事】

- 児童手当、児童扶養手当、出産祝金、子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成に関すること
- 保育所、認定こども園及び放課後児童クラブに関すること

1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 2億4,858万円

保護者の就労等により、学校から帰宅しても1人で過ごすことになる小学生を、授業の終了後等に預かり、適切な遊びや生活の場を通じて健全な育成を図ります。

名 称	電話番号	名 称	電話番号
新橋児童クラブ（松山小学校内）	487-3725	たちばな児童クラブ（潤ヶ野小学校内）	472-0300
泰野児童クラブ（みどり保育園内）	487-8156	あゆみ児童クラブ（若草あゆみこども園内）	472-3436
尾野見児童クラブ（旧 J A 尾野見事業所内）	487-9545	伊崎田児童クラブ（伊崎田こども園内）	474-1851
		有明児童クラブ（有明保育園内）	474-1850
志布志児童クラブ（志布志小学校内）	472-2426	太陽の子児童クラブ（通山こども園内）	474-2222
香月児童クラブ（香月小学校内）	080-3994-4552	蓬原児童クラブ（蓬原保育園隣）	475-1921
たちばな香月児童クラブ（稚児ノ松バス停近く）	472-0300	のがみ児童クラブ（若草のがみこども園内）	475-1920
		宇都育心児童クラブ（西光こども園内）	475-0105
あんらく放課後児童クラブ（あんらく保育園内）	472-0098	おおぞら児童クラブ（若草おおぞらこども園内）	479-2164
しぶし Kit's クラブ（しぶし幼稚園内）	472-1141	山重児童クラブ（旧山重幼稚園園舎）	474-1851

2 子ども医療費助成事業 1億3,179万円

子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進するため、18歳に達した後の最初の3月31日までの各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除く）について、助成を行います。

なお、令和7年4月診療分から県内での医療機関受診分は、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度といった各医療費助成制度に関係なく、0歳から18歳に達した後の最初の3月31日までの全ての子どもについて、窓口負担のない現物給付方式を実施しています。

3 養育医療給付事業 300万円

母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認め たものに対して、その治療に必要な医療費を助成します。



- 4 出産祝金支給事業** **1, 500万円**
少子化対策の一環として更なる子育て支援の強化を図るため、出産した母親に対し子ども1人につき10万円の出産祝金を支給しています。
- 5 病児保育事業** **1, 250万円**
児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間で保護者の仕事等の都合により家庭で育児をできない場合、一時的に子どもを施設で預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
委託先：さくら保育園
- 6 小・中学校入学支援金支給事業** **1, 500万円**
子育て・教育の安心と質の向上として、小・中学校へ入学する子どものいる世帯に、入学支援金を支給します。
- 7 児童手当給付事業** **6億6, 319万円**
対象者は高校修了までの子どもとなり、支給額は、3歳未満児は月額1万5千円、3歳以降は月額1万円、第3子以降は月額3万円となっています。支給月は、4月、6月、8月、10月、12月、2月の偶数月で、それぞれの前月分までを支給します。所得制限はなく全ての子どもが対象となっています。
- 8 保育所運営事業** **18億8, 876万円**
保護者の就労等により、家庭で保育することができない児童を保育園等で保育します。
また、通常保育のほかに、特別保育事業（延長保育、障がい児保育等）を実施し、女性の社会参画の進展、就労率の上昇や、就労形態・勤務形態の多様化等、様々な保護者ニーズ等に対応し、子育てと就労の両立支援を図ります。
なお、3歳から5歳の子ども及び0歳から2歳の非課税世帯の子どもの保育料は、国の無償化制度の対象となり、市内在住の0歳から2歳の課税世帯の子どもの保育料については、市単独の支援策として、全額無償化を行っています。
- (1) 延長保育事業
保護者の就労形態の多様化等による保育時間の延長に対応するため、保育園の通常の開所時間の前後において、保育時間の延長保育を行っている保育園等に補助金を交付しています。
- (2) 障がい児保育事業
障がい児の保育の推進を図るため、障がい児を受け入れている保育園等に事業を委託しています。



(3) 保育所等給食支援事業

食料品高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図りながら、栄養バランスや量を保った従来どおりの給食等の実施が確保されるよう、保育園等に対して必要な経費を支援しています。

9 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 498万円

保護者の就労状況に関わらず、0歳6か月から2歳の子どもが保育園等で同世代の子どもと関わる機会を提供するなど、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者にはリフレッシュや孤独解消のサポートを行います。

10 児童扶養手当給付事業 1億9,203万円

離婚等によりひとり親家庭となった方、父親又は母親が一定の障がいがある家庭等の児童を監護している方及び父親又は母親に代わって児童を養育している方には、5月、7月、9月、11月、1月、3月の奇数月に、それぞれの前月分までを支給します。ただし、所得が一定額以上の場合は、対象外となります。

11 ひとり親家庭医療費助成事業 1,380万円

ひとり親家庭等の親と子を対象に、各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除く）について助成を行います。ただし、所得が一定額以上の場合は、対象外となります。

なお、0歳から18歳に達した後の最初の3月31日までの子どもについては、令和7年4月診療分から県内での医療機関受診分は、窓口負担のない現物給付方式を実施しています。

12 ひとり親高等職業訓練促進給付金事業 346万円

ひとり親家庭の親が、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格を取得するため、1年以上養成機関等で修学する場合に、全ての修学期間について訓練等の費用を支給します。

<支給対象となる主な資格>

看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、保健師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師及び理容師など

13 ひとり親自立支援教育訓練給付金事業 42万円

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等、就業に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親家庭の親に対し、訓練給付金を支給します。

支給を受けようとする方は、受講開始の前に指定申請書をこども子育て課に提出し、教育訓練講座の指定を受けなければなりません。



14 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 15万円

より良い条件での就職や転職、正規雇用の可能性を広げるため、ひとり親家庭の親とその児童が高卒認定試験合格のための講座を受講する場合、その受講費用の一部を支給します。

支給を受けようとする方は、受講開始の前に指定申請書をこども子育て課に提出し、対象講座の指定を受けなければなりません。



有明庁舎 474-1111 農政グループ（内線 163・164・165）
 作物グループ（内線 168・169・170・171・172）
 畜産グループ（内線 173・174・175・176・162）
 農業サポートセンター（内線 177・178）
 志布志庁舎 472-1111 （内線 474）
 松山庁舎 487-2111 産業建設グループ（内線 252・231）

○農政グループ

【主な仕事】

- 農業の振興計画に関すること
- 農業公社に関すること
- 農業後継者及び新規就農者対策に関すること
- 農業金融に関すること
- 農用地の利用計画及び指定に関すること
- 農業経営改善事業の計画及び推進に関すること
- 認定農業者に関すること
- 農業に関する相談・支援に関すること
- 水田農業に関すること

【事業内容】

- 1 **農業公社運営事業負担金** 3, 340万円
 農業従事者の高齢化や後継者不足の中で、後継者育成の研修等事業や農作業の受託事業により地域農業の活性化及び維持確保に努めます。

- 2 **農業制度資金利子助成事業** 301万円
 農業近代化資金等の貸付けに伴う利子部分の補給を行うものです。農業者の経営基盤の確立及び経営改善に必要な資金の融通を円滑にし、本市農業の振興と農業者の育成・確保を図ります。

- 3 **新規就農支援事業** 250万円
 将来の農業を担う意欲のある人材の育成確保を図るため支援金を支給します。新たに就農された50歳未満の方を対象として、就農届出から1年間経過後、1回限り50万円を支給します。

- 4 **経営発展支援事業** 2, 250万円
 令和7年度以降に就農し、独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満で将来の農業の担い手となることを目指す方に、就農後の経営発展のために必要な機械や施設の導入等の取組を支援します。





5 経営開始資金事業

2, 485万円

独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満で将来の農業の担い手となることを目指す方に、農業を始めてから経営が安定するまで、最長3年間、年間最大165万円を交付します。



6 機構集積協力金事業

460万円

担い手への農地集約・集積化に取り組む地域に対して、機構集積協力金（地域集積協力金）を交付します。

7 加工センター利用促進事業

349万円

松山・帖五区の加工センターでは、味噌やふくれ菓子をはじめ、甘酒、ゆべし、めんつゆ、焼肉のたれ、山菜おこわなどを加工できるほか、郷土料理の伝承や仲間づくり、技術習得の場として利用できます。



8 農業サポートセンター事業

8万円

新規就農、農業経営、法人化等あらゆる農業相談のほか、経営段階に応じた伴走型の相談支援を行い、担い手確保や農業の持続的な推進を図ります。また、使用していない農機具等の農業用資材の情報を収集し、広く提供することで新規就農者等の財政的負担の軽減を図ります。

9 経営所得安定対策事業

950万円

食用米について、「生産の目安」を情報提供し、実効性のある需給調整の取組を支援します。

また、加工用米や野菜等の生産振興など水田のフル活用を推進し、稲作農家の経営安定と本市の特色を生かした生産性の高い水田農業の確立を図ります。

○作物グループ

【主な仕事】

- 農産物の生産及び流通に関すること
- 農産物の実証に関すること
- 環境保全型農業に関すること
- 農産物の害虫及び有害鳥獣対策に関すること
- 畑地かんがい営農推進に関すること
- 有害鳥獣の捕獲許可に関すること
- 茶業の振興に関すること

【事業内容】
1 活動火山周辺地域防災営農対策事業
7億2,239万円

桜島の降灰により野菜、お茶が被害を受け、収量及び品質低下の原因となっているため、ビニールハウスや降灰対策機械を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図ります。

- ・ 補助率：事業費の65%以内


2 かごしまの農業未来創造支援事業
1,629万円

重点品目の高品質生産等のため、生産安定機材の導入に対して助成し農家経営の安定を図ります。

- ・ 補助率：事業費の1/3以内
但し、上限は1,000万円


3 稼ぐ農力支援事業
3,000万円

農業の稼ぐ力を向上させるために、高品質化と省力化につながる資機材の導入に対して支援を行います。

- ・ 補助率：事業費の1/3以内
但し、上限は30万円

4 農地耕作条件改善事業
2億4,454万円

サツマイモ基腐病のまん延防止や発生予防を図るため、病害虫対策が必要な地域で、排水対策や土層改良に対して支援するとともに、農業競争力の強化を図ります。

- ・ 反転耕 10a 当たり20万5千円
- ・ 混層耕 10a 当たり1万5千円
- ・ 堆肥施用 10a 当たり1万5千円
- ・ 明渠排水 100m 当たり1万円


5 畑地かんがい営農推進事業
152万円

水利用による計画的な生産を推進し、生産性や付加価値の高い作物の拡大を図るため、曾於地域畑地かんがい営農推進本部と連携し、広報紙やホームページ等での情報提供やイベントにおける普及啓発を行うとともに、畑かん受益地の実態調査を行います。

6 農業用廃プラスチック類適正処理対策事業

12万円

農産物の生産に供した農業用廃プラスチック類を適正に処理するため、関係機関・団体等が協力し、環境保全と資源の有効利用に努め、地域農業の健全な発展を図ります。

7 有害鳥獣捕獲事業

2,086万円

イノシシやサルなどの有害鳥獣による農作物等への被害を防ぐため、「個体数を減らす」「侵入を防ぐ」「寄せ付けない」取組として、市猟友会と連携して、猟銃や罠による駆除を行い、農作物被害の拡大防止に努めます。

また、地域ぐるみで一体的に農地の侵入防止柵を設置する組織の支援や、個人での電気柵導入の支援を行います。



8 品評会対策事業

56万円

国や県の製茶品評会への出品を推進し、栽培・製造技術の向上を図るとともに、上位入賞による志布志市で生産されるお茶「しぶし茶」の銘柄確立を図ります。

9 環境保全型農業直接支払交付金事業

5,992万円

農業生産による環境への負荷を低減するため、有機農業への取組や緑肥等の作付け、減農薬・減化学合成農薬の取組に対し支援を行います。

<補助額10a当たり>

有機農業の場合	1万4千円
緑肥の施用	5千円



10 産地生産基盤パワーアップ事業

1億3,623万円

暖房機やヒートポンプなどのハウス付帯設備や、茶乗用型管理機械をリース導入し、生産性の向上を図ります。

- ・ 補助率：事業費の1/2以内

○畜産グループ

【主な仕事】

- 家畜の衛生及び防疫に関すること
- 品評会・共進会に関すること
- 畜産関係団体に関すること
- 畜産振興に関すること
- 家畜排せつ物法に関すること

【事業内容】

1 畜産振興協議会事業

247万円

生産者団体と農協・市が一体となって畜産に係る活動の連携と振興方策の推進、関係機関との連携を促進することにより、農家の所得向上と畜産振興を図ります。

2 高品質生産対策事業

1,808万円

肉用牛・乳用牛・豚の優良種畜保留導入を支援し、素畜の資質改善を図り、畜産経営の維持向上に資するため支援を行います。

(1) 肉用牛は曾於中央家畜市場から導入・保留した子牛展示品評会出品の子牛とし、導入後3か月以上を対象、並びに曾於中央家畜市場から導入・保留した子牛展示品評会出品牛以外で、曾於地区共進会に出品した育成牛を対象とします。

- ① 最優秀賞：1頭12万円の助成
- ② 優秀賞：1頭5万円の助成
- ③ 曾於地区共進会最優秀賞：1頭12万円の助成
- ④ 曾於地区共進会優秀賞：1頭8万円の助成

(2) 豚は12か月齢未満の外部導入の育成種豚とし、導入後3か月以上を対象とします。

- ① 雄 1頭：1万5千円の助成
※ 飼養頭数の3分の1以内で10頭が上限
- ② 雌 1頭：1万円の助成
※ 飼養頭数の3分の1以内で30頭が上限



(3) 乳用牛は自家保留又は24か月齢未満の導入牛とし、保留・導入後3か月以上を対象とします。

1頭：5万円の助成



3 肥育経営支援対策事業 **1, 140万円**
 曾於中央家畜市場の子牛セリ市より導入した市内産肥育素牛の購入支援を行うことにより、肉用牛肥育経営基盤の維持を図ります。
 黒毛和牛：4万円 ※ 牛マルキンに加入していることが条件

4 畜産施設整備支援事業 **130万円**
 畜産経営における規模拡大に伴う施設整備について、支援を行うことにより、畜産経営の基盤強化を図ります。

- (1) 畜舎：新設で糞尿等が地下浸透及び流出しない構造とし、環境に配慮した施設とする。なお、豚舎並びに鶏舎の場合は、野生動物等の侵入を防止し、防疫体制の強化が図られる構造とします。
 - ・ 事業費の1/3以内 但し上限は80万円 ※ 増頭要件があります
- (2) 堆肥舎・尿溜槽：新設で飼養頭数、排せつ物量等を十分に考慮した構造とし、側壁や屋根を有し、地下浸透及び流出しない施設
 - ・ 事業費の1/3以内 但し上限は50万円



牛舎



堆肥舎

5 肉用繁殖雌牛導入事業 [貸付金] **1, 370万円**
 市と農協で資金造成を行い、肉用牛繁殖農家へ無利子で資金を貸し付け、肉用牛の改良や増頭を円滑に実施するための支援を行います。
 <1頭当たり貸付限度額及び貸付期間>
 ① 子牛 上限70万円 5年 ② 妊娠牛 上限80万円 3年

6 肥育経営安定対策貸付基金事業 **基金貸付**
 肥育農家が曾於中央家畜市場の子牛セリ市より肥育素牛として購入した場合、市の基金により無利子で資金を貸し付け、肥育農家の経営安定を図ります。
 <1頭当たり貸付限度額及び貸付期間>
 上限60万円 2年以内

7 家畜伝染病侵入防止対策事業 **715万円**
 海外悪性伝染病及び豚熱等の侵入防止対策に対して支援を行うことにより、畜産経営の維持を図ります。



(1) 消毒機器設置

- ① 消毒ゲート設置：農場出入口の車両消毒用ゲートの設置
 - ・ 事業費の1/3以内 但し上限は20万円
- ② 消毒ゲート設置（動噴）：農場出入口の車両用消毒動噴（固定式）
 - ※ 動力噴霧器（モーター式）
 - ・ 事業費の1/3以内 但し上限は5万円

(2) 野生鳥獣侵入防止対策：畜舎等への防鳥ネット等設置、又は農場内への鳥獣侵入防止柵等の新設

- ① 防護（防鳥）ネット・柵等
 - ・ 事業費の1/3以内 但し上限は20万円

(3) 消毒資材：市畜産振興協議会を通じて、消毒資材購入の一部支援を行い、市内の全畜産経営体に対し消毒資材を配布

8 高齢者等畜産奨励金事業

350万円

70歳以上及び単身女性経営者に対し、子牛の市場出荷を奨励することにより、畜産基盤の維持・確保を図ります。
5千円／頭（上限10頭とします）

9 家畜損耗防止対策事業

240万円

乳用牛の暑熱対策を行うことにより生産性を向上し、酪農経営の維持を図ります。
・ 事業費の1/3以内 但し上限は80万円

10 畜産共進会等謝礼事業

770万円

家畜の改良と飼養管理技術等の向上を図るため、市、曾於地区、県共進会、枝肉共励会等の各段階における共進会等開催や出品支援を行います。



11 鳥害防止対策事業

200万円

カラスによる家畜への被害を軽減するため、侵入防止又は抑制する機器等の整備に対し助成を行うことにより、家畜の商品性の向上を図ります。
・ 事業費の1/2以内 但し上限は10万円



有明庁舎474-1111（内線 142・143・146・147）
 志布志庁舎472-1111（内線 474）
 松山庁舎487-2111（内線 253）

○耕地グループ

【主な仕事】

- 農業農村整備事業の計画及び実施に関すること
- 農業用施設の調査計画・維持管理に関すること
- 農地・農業用施設の災害復旧に関すること
- 多面的機能支払交付金事業に関すること
- 土地改良区の運営指導・検査、土地改良団体に関すること
- 県営土地改良事業の調整に関すること

1 農地整備費

2億8,392万円

土地改良事業とは、農業の生産性向上や農業構造の改善を目的に農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤整備を実施するものであり、事業規模や事業費などにより、国営事業、県営事業、団体営（市や土地改良区など）事業に分類されます。

(1) 県営土地改良事業（事業主：県）

事業名	地区名	事業概要	備考
中山間地域総合整備事業	志布志	ほ場整備42.6ha H25～R12	国：55% 県：30%
農地環境整備事業	蓬原中野	ほ場整備23.0ha H31～R11	国：55% 県：30%
経営体育成基盤整備事業	上門	ほ場整備 32.4ha H28～R16	国：55% 県：28.50%
経営体育成基盤整備事業	安楽	ほ場整備 16.6ha R8～R15	国：55% 県：28.50%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	曾於東部	加圧ポンプ、減圧弁など更新 R5～R10	国：55% 県：25%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	曾於南部	加圧ポンプ、減圧弁など更新 R6～R11	国：55% 県：25%
水利施設等保全高度化事業	蓬原	取水ゲート、沈砂池ゲート、用水路など更新 R6～R10	国：50% 県：25%



事業説明会の様子



ほ場整備完成写真



(2) 団体営土地改良事業（事業主：市）

事業名	地区名	事業概要	備考
かごしまの農業未来創造支援事業	普現堂 立花迫	排水路設計 L=134m 農道舗装 L=125m	県：40%
農地耕作条件改善事業	中村二期	用水路整備 L=1,020m R6～R9	国：55% 県：15%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	岩戸 曾於東部 上水流	機能保全計画策定 用水路整備ゲート一式	国：55% 県：22.50%
地方創生道整備交付金事業	広域農道	舗装補修 L=1,000m	国：50%
単独土地改良事業	受益管理者への助成 ・生コンや砕石の材料支給 ・用水施設や暗渠排水施設に対する補助		



更新された取水ゲート



舗装修繕した広域農道線

(3) 多面的機能支払交付金事業

農業用施設の維持管理活動は、土地改良区、受益者を中心に行われてきましたが、高齢化・過疎化・混住化により、その存続が危惧されるようになってきました。本事業では、農業者のみ又は農業者とその他の者（地域住民、自治会及びその他団体等）で構成し活動を行う農地維持支払と、農業者とその他の者（地域住民、自治会及びその他団体等）で構成し活動を行う資源向上支払により農村環境の保全、農業用施設の長寿命化、併せて地域の共同活動等の活性化を図ります。

（交付金負担：国 50%、県 25%）



維持管理活動の様子



2 土地改良費

1億4,261万円

国営及び県営付帯畑地かんがい事業で造成された施設（曾於東部及び曾於南部地区）を適正に管理し、安定した水の供用により、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図ります。

	受益面積	事業及び概要	備考
曾於東部	3,130ha（畑地） 志布志市 2,130ha 曾於市 1,000ha	・基幹水利施設管理事業 基幹水利施設であるダム・頭首工・揚水機場施設などの維持管理（志布志市が代表して管理）	国：1/3 県：3/10 残りを関係市で面積按分
曾於南部	4,000ha（畑地） 鹿屋市 317ha 志布志市 1,879ha 大崎町 1,804ha	・基幹水利施設管理事業 基幹水利施設であるダム・揚水機場施設などの維持管理（鹿屋市が代表して管理） ・水利施設管理強化事業 国営・県営付帯事業で造成した、中央管理所及び揚水機場施設などの維持管理（大崎町が代表して管理） 地域用水環境整備事業 国営事業で造成した小水力発電所の更新（曾於南部土地改良区が管理）	国：1/3 県：3/10 残りを関係市で面積按分 国：50% 残りを関係市町で面積按分 国：50% 県：15% 残りを関係市で面積按分 改良区：5%

農業用水ダムの様子



曾於東部地区（中岳ダム）



曾於南部地区（輝北ダム）



○林務グループ

【主な仕事】

- 森林整備計画に関すること。
- 森林病虫害の予防駆除に関すること。
- 火入れ許可に関すること。
- 緑化推進に関すること。
- 保安林及び林地開発に関すること。
- 治山事業に関すること。
- 林業施設及び治山施設の災害復旧に関すること。
- 森林環境譲与税関係事業に関すること。

森林・林業の振興

公益的機能を有し、安全で豊かな市民生活の形成に大きな役割を果たしています。このことから、環境整備、病虫害防除、治山事業、林道の整備及び維持管理、災害復旧に関する業務により森林環境の保全に努めます。

また、特用林産物（シキミ、椎茸等）の産地化、ブランド確立に向けた支援を実施するとともに、火入れ許可、伐採の届出に関する事務、市有林の管理など、森林・林業の振興を推進していきます。

1 森林炭素マイレージ交付金事業

25万円

地球温暖化対策の取組を促進するため、鹿児島県が定める「かごしまCO₂吸収量等認証制度」により、CO₂固定量認証を受けた建築主が行う森林吸収源対策に寄与する行為（照明設備のLED化等）に対し、交付金を交付します。





2 未来につなぐふるさとの森事業

622万円

適切な森林整備を通じた森林資源の循環利用による木材生産の増大と持続的な森林経営の確立に資するため、間伐及び下刈り並びに再造林を実施する森林所有者等に曾於地区森林組合をとおして補助金を交付し、地域の環境保全と次世代へ引き継ぐ森林資源の適正な管理を図ります。

- (1) 間伐 30,000円／ha 40ha
- (2) 再造林 68,000円／ha 40ha
- (3) 下刈 15,000円／ha 150ha (補助率 市100%)

3 森林病虫害等防除事業

774万円

多面的・公益的機能の高い健全な松林を保持するため、森林病虫害等による被害防止のための防除作業を実施し、被害の蔓延防止、保健的機能や保安林機能の維持、増進に努め、市民に親しまれる松林の保全を図ります。



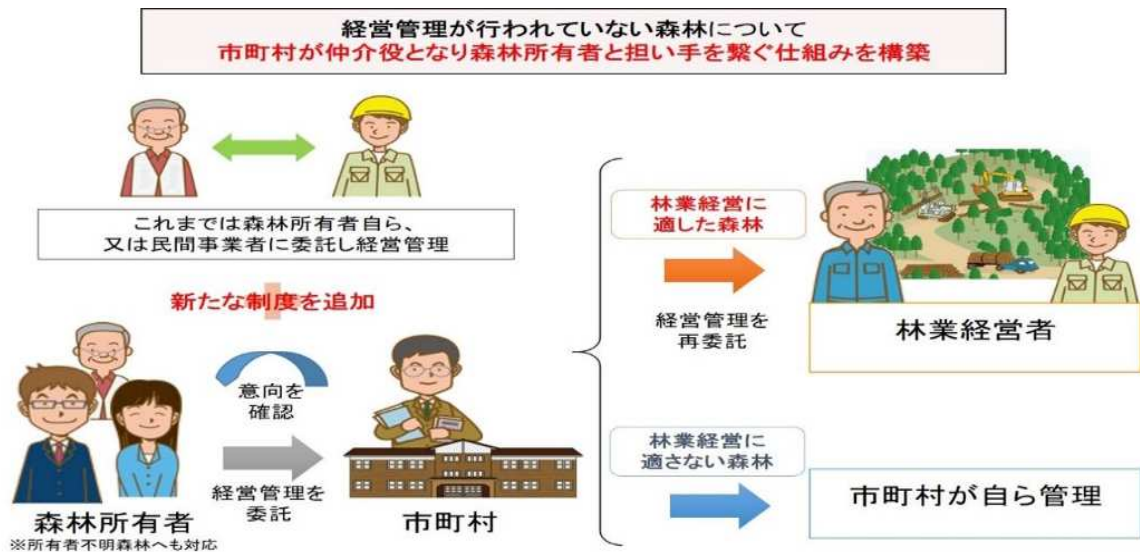
スパウターによる地上散布

- (1) 松くい虫伐倒駆除事業 200m³
- (2) 松くい虫特別防除（地上散布）事業 11ha (補助率 県100%)
- (3) 松くい虫特別防除（地上作業）事業 17ha (補助率 県100%)

4 森林経営管理事業

5,494万円

森林所有者自ら森林の経営管理を実行できない森林を市町村が経営管理権を取得して、林業経営に適した森林は意欲と能力がある林業経営者に委ねて、森林資源の適切な管理を行います。





5 治山事業

109万円

市内の山腹崩壊危険箇所において、山腹の点検・現地調査や事業の採択に向けた事務手続きを行います。集中豪雨等により、山腹崩壊が発生した場合にも被害状況や、受益者申請において保全工事が実施されることとなります。

事業を実施する場合の事業費の負担割合の例

(1) 県営治山事業（事業主体：県）

県90%市10%

(2) 県単治山事業（事業主体：市）

県50%市40%受益者負担10%

また、治山施設に軽微な破損があった場合は、応急作業を行います。

志布志庁舎472-1111（内線 461・462・463・464・465
466・468・469・470・471）

有明庁舎474-1111（内線 151・152・153）

松山庁舎487-2111（内線 252・253・254）

○道路建設グループ

【主な仕事】

- 道路の新設改良に関すること
- 道路の維持管理に関すること
- 登記事務に関すること

【事業内容】

1 登記事務事業

290万円

市道路線等の拡幅や災害復旧工事を実施するうえで、用地等の確保が必要な場合、適正・公平な補償を行い、用地を取得する業務を行っています。工事が円滑に実施できることで、住環境の向上も図れることから、引き続き、御協力をお願いします。

2 道路維持管理事業

3億7,405万円

市道の維持管理に要する費用で、市道の伐採、側溝の清掃等、道路管理者が行う維持管理の費用です。舗装が傷んだ路線の舗装修繕や排水不良となっている路線の側溝設置等を行います。

また、集落内の道路において、維持管理の軽減を図り、良好な住環境整備に定めるための集落道の整備もこの予算内で行います。

市道認定等に伴う道路台帳の更新費用及び維持作業に使用する重機類の維持管理費用も含まれます。また、宅地の法面災害を防止するとともに、安全で安心に暮らせるまちづくりを推進するため、法面の防災工事を行う際の費用について助成を行っています。

(1) 道路維持補修事業



道路整備（舗装）実施状況



メンテナンスフリー工事実施状況

(2) 橋りょう長寿命化修繕事業



稚子松跨道橋 補修前



稚子松跨道橋 補修後

3 道路新設改良事業

3億896万円

市道路線の新設及び改良に必要な用地費及び補償費、計画調査における測量設計業務・用地調査委託料、工事に要する工事請負費等を計上し、これらに係る建設係担当職員の給与等の事務経費も含まれます。

(1) 社会資本整備総合交付金事業（国の補助事業）

道路改良事業

廿割線・坂上1号線・高尾5号線・上ノ浜波見線

外之牧2号線・上ノ浜押切線・横尾下横峯線・野添平城線

(2) 地方創生道整備推進交付金事業（国の補助事業）

① 道路改良事業

一丁田宇都鼻線



歩道整備前



歩道整備後

② 舗装修繕事業

吉村押切線・グリーンロード志布志線・昭和弓場ヶ尾線・鍋字尾1号線

(3) 県単道路整備事業（県営事業負担金）

塗木大隅線（尾野見工区）・塗木大隅線（大越2工区）

塗木大隅線（田之浦工区）・今別府串間線（田床2工区）

県単道路整備事業（県道改良工事）の整備状況



整備前



整備後

○建築住宅グループ

【主な仕事】

- 市営住宅の入退去や住宅使用料の徴収に関する事
- 市営住宅の適正な維持管理及び市有建築物の営繕に関する事
- 建築物における相談、建築確認申請等の受付に関する事
- 屋外広告物（看板・広告物等）の許可業務及び手数料徴収に関する事
- 道路占用等の許可業務及び手数料徴収に関する事
- 市内事業者を利用した住宅のリフォーム等に対する助成に関する事
- がけに近接した対象の住宅を、安全な場所へ移転される方への一部補助に関する事（がけ地近接等危険住宅移転事業）

【事業内容】

1 住宅管理費

9, 869万円

(1) 市営住宅（公営・特公賃・単独住宅）の入退去及び住宅使用料の徴収に関する仕事をしています。市が管理する住宅総数は、451戸あります。

また、市営住宅申込みは、随時受付をしておりますので、お気軽にお問合せください。（募集情報は、常に市のホームページに掲載しています。）

<管理戸数>

地域・種別	公営住宅	特公賃住宅	単独住宅	計（戸）
有明地域	86	8	0	94
志布志地域	182	0	2	184
松山地域	93	38	42	173
計	361	46	44	451

その他、市営住宅に、快適に住んでいただくために、既存市営住宅及び住宅敷地の有効活用を図りながら維持・管理・修繕を行っています。

(2) 市民の住環境の改善と、市内の産業の活性化を目的として、市内に存する住宅にお住まいの方に対し、市内の業者を利用して住宅のリフォームを行う際、以下の助成制度を設けています。また、安全な住環境の整備を促すため、リフォーム工事に耐震診断及び耐震改修工事分を加算することが可能です。

<助成金額>

- | | | |
|-----------------|-----------|--------|
| ① 住宅リフォーム助成 | 対象工事費の15% | 上限15万円 |
| ② 耐震診断助成 | 対象経費の2/3 | 上限6万円 |
| ③ 耐震改修助成 | 対象工事費の1/3 | 上限30万円 |
| ④ 危険ブロック塀改修撤去助成 | 対象工事費の50% | 上限15万円 |
| ⑤ 止水板設置助成 | 対象工事費の2/3 | 上限50万円 |
| ⑥ 感震ブレーカー改修助成 | 対象工事費の1/2 | 上限3万円 |

住宅と道路との境界に設置されているブロック塀等においては、地震発生時に倒壊による人命への被害や通路の閉鎖を未然に防止するため、危険と判断されたブロック塀に対して撤去及び改修工事にかかる助成制度を設けています。

危険ブロック塀改修撤去助成



撤去前



撤去後

- (3) 現在供給されている市営住宅は、建設から数十年経ち、改修の時期を迎えています。今後も安定した住宅の供給を行うため、機能性の向上等、環境改善の改修を行い、既存の住宅をより長く快適で安全に使えるよう整備を進めています。

住環境の整備（浴室のユニットバス改修）



改修前



改修後

○都市計画グループ

【主な仕事】

- 都市計画事業に関すること
- 公園の維持管理に関すること
- 公共下水道の計画及び維持管理に関すること
- 特殊地下壕対策に関すること
- 高速道路の推進に関すること
- 公有地の拡大の推進に関すること

【事業内容】

1 都市計画事業

558万円

本市では、人口減少や高齢化社会に対応した、持続可能なコンパクトなまちづくりを実現するため、基本的な方針や、医療・福祉・商業等の都市機能や居住地の立地を誘導すべき区域を定め、区域に講じる施策等を示す計画を令和6年度から8年度にかけて策定します。（立地適正化計画）

年 度	作業内容	備 考
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画と課題の整理 ・市民意向調査 	
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり方針の検討 ・目指すべき都市像の設定 ・居住及び都市機能誘導区域の設定 	
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各誘導区域における数値目標の設定 ・評価手法の検討 ・立地適正化計画策定 	計画策定時は、市民の方々からの御意見を頂き参考とします。



出典：国土交通省

2 危険廃屋解体撤去事業

1, 800万円

市内の景観と住環境の向上や安全確保を目指し、市内に点在している老朽化した住宅や附属屋の解体を進めるため解体費用を補助しています。

令和8年度からは、事業効果を高める観点から、補助事業の内容を一部変更しております。

◆ 解体後の跡地を更地として管理する場合

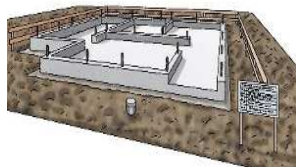


住宅解体費用 1 / 3 (上限 30 万円)

附属屋解体費用 1 / 3 (上限 15 万円)

出典：イラスト AC

◆ 解体後の跡地に同一年度内に、住宅等の新築を着工する場合



住宅解体費用 1 / 2 (上限 50 万円)

附属屋解体費用 1 / 2 (上限 25 万円)

出典：イラスト AC

3 公園管理事業

1億1,690万円

都市公園は、利用者へ休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域コミュニティ活動等の場であり、公害や災害を緩和・防止する空間としてとても重要な役割があることから、市民の皆様が快適に利用していただくため、遊具の安全点検・補修、トイレの清掃、緑地樹木の管理等を行っています。

なお、大浜緑地（志布志駅付近の緑地公園）には、様々な方が集まるにぎわい創出の場として、昨年度、駐車場の増設等工事を行い、令和8年度に大型遊具等の新設工事を行います。



- (2) (仮称) 曾於志布志道路
「東九州自動車道」と「都城志布志道路」の連結は、ダブルネットワークの導入により、地域交通のリダンダンシー（冗長性）と効率性を向上させ、九州南部の経済発展と地域住民の生活の質向上に寄与する重要な施策となりますので、『(仮称) 曾於志布志道路』の実現に向け、活動していきます。



曾於志布志道路 概要（一部鹿児島県 HP 使用）

○土地開発公社

【主な仕事】

土地開発公社とは、公有地の拡大の推進に関する法律により市が設立した特別法人であり、建設課内で業務を行っています。

公社では、高速道路用地、工業団地用地等の先行取得（前もって土地を確保すること）代替地の確保、宅地造成事業等を行っています。

最近では、東九州自動車道用地確保支援、インター工業団地用地の取得を実施しました。

(収納業務委託業者)

- ・ コンビニエンスストア
- ・ PayB (ペイビー)
- ・ ゆうちよ Pay
- ・ 楽天銀行アプリ
- ・ PayPay 請求書払い
- ・ auPAY 請求書支払い
- ・ J-Coin 請求書払い
- ・ d 払い請求書払い
- ・ 楽天ペイ請求書払い
- ・ FamiPay 請求書払い
- ・ AEONPay 請求書払い

※ 収入金によっては、コンビニエンスストア等でお支払いできないものがあります。

2 デジタル化推進事業

490万円

支払窓口における事務手続きの負担を軽減するため、各庁舎に導入しているセミセルフレジ等の維持管理費を支出し、市民サービスの向上を図ります。

【事業内容】

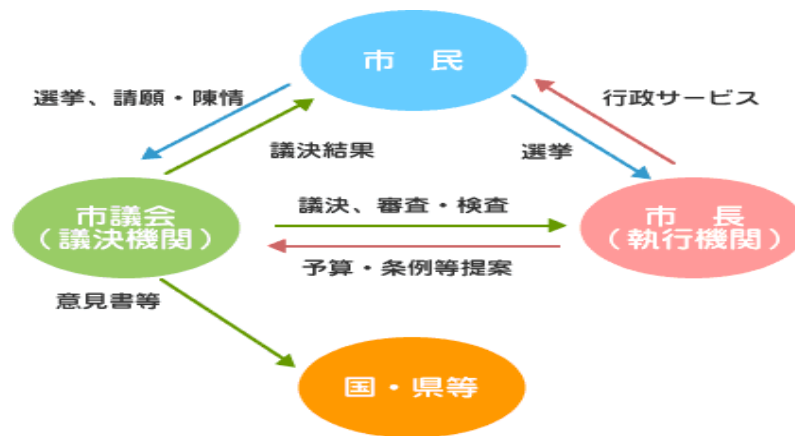
1 議会費

1億6,476万円

(1) 議会の役割

志布志市を住みよいまちにしていくために、選挙によって市民の代表者を選び、市民に代わって市政の運営を委ねられる代表者が「市議会議員」と「市長」です。

議会は、16人の議員で構成され、市政を進める上での様々な議案を審査し、市政が正しく推進されているかをチェックします。一方、市長は、市議会で審議し可決された施策を実行します。



(2) 議会活性化への取組

平成25年12月に制定された志布志市議会基本条例の様々な事項を具体的に推進していくため、議員全員で協議し議会活動の活性化に努めます。併せて、市民の皆様と情報や意見を交換しながら開かれた議会づくりを推進します。

(3) 議会の運営

① 本会議

本会議は、議会の最終的な意思の決定が行われるもので、定例会と臨時会があります。定例会については、年4回(原則として3月・6月・9月・12月)開かれます。



一般質問の様子

② 常任委員会

議会ですり扱う案件は、内容が広範化、複雑化しているものが多くなっています。常任委員会は、それらをいくつかの部門に分けて効率的な審査を行うことを目的として設置されています。

各委員会の名称、所管事項は次のとおりです。

- ・ 総務常任委員会 定数6人

総務課、財務課、総合政策課、コミュニティ推進課、みなと振興課、税務課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、他の常任委員会の所管に属さない事項

- ・ 文教厚生常任委員会 定数 5 人
市民環境課、福祉課、健康長寿課、こども子育て課、教育委員会
- ・ 産業建設常任委員会 定数 5 人
シティセールス課、農政畜産課、耕地林務課、建設課、農業委員会事務局、水道課
- ・ 予算常任委員会 定数 15 人（議長を除く全議員）
一般会計予算に関する事項

③ 議会運営委員会

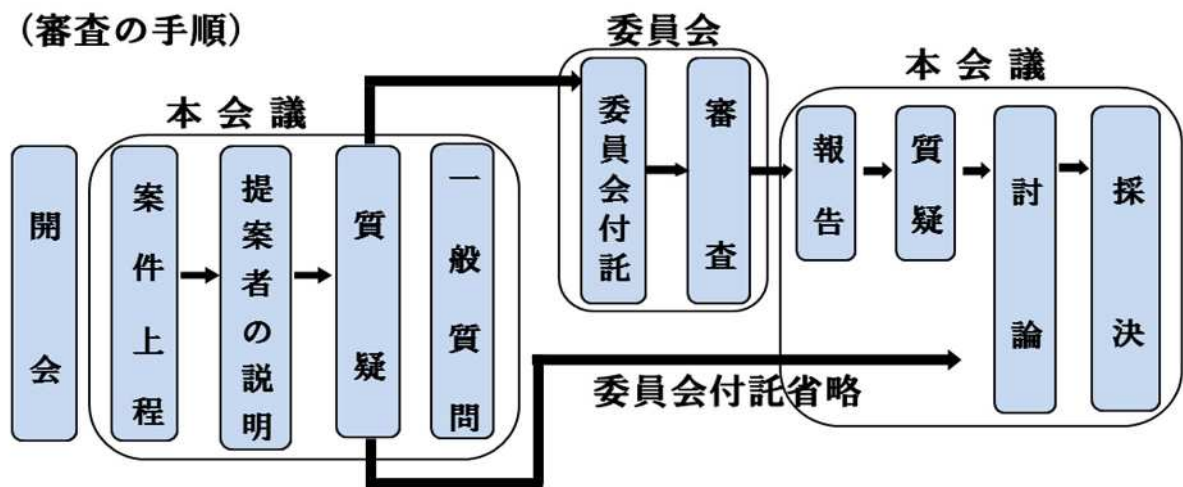
各常任委員会から選出された 6 人の委員で構成され、議会を円滑に運営するため、議会の運営に関する事項、議案等の取扱い等について審査します。

④ 特別委員会

複雑で重要な事件や特に定めた事件の調査及び審査を行うために、次のような委員会を設置します。

- ・ 広報等調査特別委員会 6 人
- ・ 決算審査特別委員会 14 人（議長及び議会選出監査委員を除く全議員）

(審査の手順)



(4) 議会中継放送業務

本会議の様態を広く公開し、より開かれた分かりやすい議会を実現するため、ケーブルテレビの市民チャンネルやインターネットを活用し、本会議のライブ中継と録画による再放送を行います。

(5) 政務活動費の交付及び審査

政務活動費は、市民の声を市政に反映させる活動及び福祉の増進を図るための調査・研究活動に対して、会派又は議員個人に支給される申請方式の交付金です。市政の各分野について、先進事例の調査や防災等に役立てる目的で現地視察を行い、一般質問で取り上げるなど、政策提言へ大きく活用されています。なお、政務活動費の支出には厳しい制限が設けられており、チェックする体制も整えられています。



教育総務課・給食センター

教育委員会	472-1111 (内線 311・312・313)
有明分室	474-1111 (内線 231)
松山分室	487-2111 (内線 262)
学校給食センター	474-0366

○総務施設グループ

【主な仕事】

教育委員会の会議の開催、奨学金に関すること、就学援助に関すること、児童生徒の就学、転学、学級編制に関すること、市立学校の運営予算や学校用備品の整備に関することを主に担当しています。

【事業内容】

- 1 **教育委員会費** 244万円
教育委員の報酬、旅費等です。
- 2 **事務局費** 9,098万円
各種委員会、会計年度任用職員の報酬、事務局旅費、各種負担金などです。
- 3 **教職員住宅管理費** 172万円
教職員住宅の修繕など、維持管理の経費です。
- 4 **小・中学校費**
 - (1) **学校管理費** 2億7,910万円
市内の小中学校及び義務教育学校 22 校の学校助手、司書補等の報酬、授業等に必要な消耗品、備品、学校施設の光熱水費、修繕料などの経費です。
 - (2) **施設整備費** 6億6,056万円
小中学校施設の安全性の向上や教育環境の整備を図るための経費です。小中学校の老朽化した校舎、屋内運動場及び屋外施設を安全に利用するための改修工事を行います。また、令和 11 年度開校に向けた松山地域義務教育学校の設計を行います。
 - (3) **教育振興費** 1億8,684万円
児童生徒が授業などで使用する備品購入費、タブレット賃借料、コンピュータ等の保守委託料、志布志中学校通学バス運行業務委託料、準要保護世帯の児童生徒への就学援助費（学用品費、修学旅行費、自転車購入費等）などの経費です。

○学校給食センターグループ

【主な仕事】

学校給食センターでは、市内の小学校 16 校、中学校 5 校、義務教育学校 1 校に、1日に約 2,700 食を年間 191 日提供しています。



【事業内容】

1 学校給食センター費

(1) 給食センター管理費等

1億9,471万円

運営審議会委員報酬、光熱水費、施設及び調理器の修繕料、給食調理配送業務の委託料等です。

(2) 学校給食費無償化事業

1億4,209万円

児童及び生徒を養育している世帯の学校給食費を全額補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援しています。

<給食費月額>

小学生 5,200円 中学生 6,100円

<令和8年度市立学校児童生徒数・学級数（令和8年4月9日現在）>



学校名	学年	人数	学級数	学校名	学年	人数	学級数	学校名	学年	人数	学級数	学校名	学年	人数	学級数	学校名	学年	人数	学級数
松山小	1年	7	1	安楽小	1年	27	1	通山小	1年	21	1	伊崎田小	1年	9	1	松山中	1年	27	1
	2年	4	1		2年	27	1		2年	22	1		2年	6	1		2年	26	1
	3年	9	1		3年	46	2		3年	20	1		3年	8	1		3年	34	1
	4年	8	1		4年	26	1		4年	15	1		4年	10	1		特別支援	11	3
	5年	9	1		5年	36	2		5年	26	1		5年	11	1		合計	98	6
	6年	8	1		6年	33	1		6年	9	1		6年	10	1		1年	114	4
	特別支援	6	2		特別支援	22	4		特別支援	13	2		特別支援	3	2		2年	125	4
	合計	51	8		合計	217	12		合計	126	8		合計	57	8		3年	121	4
泰野小	1年	3	1	潤ヶ野小	1年	3	1	原田小	1年	3	1	前期悠志学 課程園	1年			志布志中	特別支援	29	6
	2年	2	1		2年	4	1		2年	4	1		2年	2	1		合計	389	18
	3年	4	1		3年	2	1		3年	8	1		3年				1年	39	2
	4年	7	1		4年	6	1		4年	4	1		4年	3	1		2年	43	2
	5年	3	1		5年	2	1		5年	5	1		5年	1	1		3年	33	1
	6年	10	1		6年				6年	5	1		6年				特別支援	11	2
	特別支援	5	3		特別支援	5	2		特別支援	9	2		合計	6	2		合計	126	7
	合計	34	6		合計	22	5		合計	38	5		合計	187	16		1年	57	2
尾野見小	1年	8	1	森山小	1年	1	1	蓬原小	1年	12	1	小学校計	2年	179	11	宇都中	2年	48	2
	2年	7	1		2年	3	1		2年	12	1		3年	226	18		3年	35	1
	3年	10	1		3年	1	1		3年	6	1		4年	200	9		特別支援	13	3
	4年	5	1		4年	2	1		4年	15	1		5年	238	19		合計	153	8
	5年	11	1		5年	5	1		5年	9	1		6年	220	11		1年	11	1
	6年	11	1		6年	1	1		6年	6	1		特別支援	164	38		2年	8	1
	特別支援	4	2		特別支援	4	1		特別支援	7	2		合計	1,414	122		3年	15	1
	合計	56	7		合計	17	4		合計	67	7		合計	1,414	122		合計	37	5
志布志小	1年	31	1	田之浦小	1年	1	1	野神小	1年	15	1	後悠志学 課程園	1年	4	1	伊崎田中	1年	4	1
	2年	24	1		2年	1	1		2年	10	1		2年	7	1		2年	7	1
	3年	36	2		3年	2	1		3年	18	1		3年	8	1		3年	8	1
	4年	29	1		4年	6	1		4年	7	1		4年	7	1		合計	19	3
	5年	46	2		5年	1	1		5年	17	1		5年	17	1		1年	252	11
	6年	37	2		6年	6	1		6年	12	1		6年	12	1		2年	257	11
	特別支援	29	6		特別支援				特別支援	8	2		特別支援	8	2		3年	246	9
	合計	232	15		合計	17	3		合計	87	8		合計	87	8		特別支援	67	16
香月小	1年	32	1	有明小	1年	10	1	山重小	1年	4	1	中学校計	合計	822	47				
	2年	31	1		2年	17	1		2年	3	1		1年	252	11				
	3年	33	1		3年	16	1		3年	7	1		2年	257	11				
	4年	29	1		4年	21	1		4年	7	1		3年	246	9				
	5年	33	1		5年	17	1		5年	6	1		特別支援	67	16				
	6年	42	2		6年	21	1		6年	9	1		合計	822	47				
	特別支援	19	3		特別支援	27	4		特別支援	3	1								
	合計	219	10		合計	129	10		合計	39	4								

教育委員会	472-1111（内線 322・326）
有明分室	474-1111（内線 231）
松山分室	487-2111（内線 262）

○学事グループ・学校教育グループ

【主な仕事】

学事グループは、児童生徒及び教職員の健康診断、新入学児の就学時健康診断、教科書無償給与、学校災害共済に関する事務、総合的な学習の時間及び社会科見学の予算執行、学力検査・知能検査の予算執行、各種記録会・審査会の表彰、中学校総合体育大会等の出場補助、学校運営協議会委員や学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等の事務を担当しています。また、教職員の人事手続事務や臨時的任用職員の任用等も担当しています。

学校教育グループは、学校組織編制・教育課程・学習指導・生徒指導・進路指導・部活動指導に関すること、教職員の研修、特別支援教育、就学指導、学校保健・学校体育・学校安全・食に関する指導等を担当しています。また、外国語指導助手（ALT）・教育相談員・学びの多様化教室指導員・相談員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の配置事業に関することも担当しています。



【NintendoSwitch を活用したプログラミング教育】

【事業内容】

1 事務局費

1,698万円

外国語指導助手（ALT）3名を全ての小・中学校に派遣しています。
ALTの報酬・旅費・負担金等の経費です。

2 教育指導費

4,185万円

特別支援教育支援員・小学校英語教育支援講師・理科観察実験アシスタント・ICT支援員等の報酬、教育相談員の謝金、総合的な学習の時間の経費、作文・図画・理科作品展の経費、子ほめ表彰の経費、知能検査・学力検査等の経費、教師用指導書の購入費、陸上記録会・音楽発表会、就学時健康診断の経費等です。



【鹿児島大学教育学部附属中学校教諭による授業】

また、土曜学習教室（志学教室）、小学生英語教室、日本語サポート教室、鹿児島大学等との連携による学力向上推進事業、道徳教育総合支援事業、いじめや不登校等に対応するための自立支援事業（学びの多様化教室 松風）、スクールソーシャルワーカー配置事業、スクールカウンセラー配置事業を実施しています。

3 小学校費

(1) 学校管理費

1, 441万円

児童の内科・歯科・眼科・耳鼻科検診に伴う学校医の報酬や委託料、環境衛生検査等に伴う学校薬剤師の報酬、心臓検診や尿検査の委託料、教職員の健康診断・結核検診・胃検診・ストレスチェックの経費、児童が学校管理下で負傷した場合の学校災害共済給付事業の経費です。



【耳鼻科検診】

地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガードリーダーの配置）も実施しています。

(2) 教育振興費

253万円

学校の働き方改革の一環として、児童の成績処理、健康診断状況管理、指導要録及び学校事務等を統合している校務支援システムに係る経費です。

4 中学校費

(1) 学校管理費

645万円

生徒の内科・歯科・眼科・耳鼻科検診に伴う学校医の報酬や委託料、環境衛生検査等に伴う学校薬剤師の報酬、心臓検診や尿検査の委託料、教職員の健康診断・結核検診・胃検診・ストレスチェックの経費、生徒が学校管理下で負傷した場合の学校災害共済給付事業の経費です。

(2) 教育振興費

562万円

市費負担による英語技能検定の実施委託料や校務支援システムに係る経費、市を代表して県中学校総合体育大会や県中学校音楽コンクール、九州中学校総合体育大会・全国中学校総合体育大会等に出場した場合は、出場補助金を交付しています。



【こころざしアップサマープロジェクト
（吉俣良氏によるトーク&ピアノソロ）】



【生徒会いじめ撲滅サミット】

社会教育グループ

○社会教育

【主な仕事】

社会教育グループでは、家庭教育、成人教育及び青少年教育の充実を図るために、次の事業を行っています。

【事業内容】

1 家庭教育学級開設委託事業 124万円

保育園（認定こども園を含む）、幼稚園や小・中学校に家庭教育学級の開設を委託し、子育てに対する意識の向上を図るとともに、保護者相互の連携の強化を推進します。

2 P T A連絡協議会支援事業 60万円

保護者と学校が協力して学校教育や家庭教育に対する必要な活動を行うため、市P T A連絡協議会が行う各種事業等を支援します。

3 地域別高齢者学級 34万円

高齢者の仲間づくり、生きがいづくりの場として、いきがい大学（志布志地域）、開田の里すこやか大学（有明地域）、松山地区大学（仮称）及び城山大学（松山地域）を開講し、健康、運動、料理、園芸、防災などに関する学習や研修視察などを行います。



高齢者学級（小物づくり）

4 地域女性団体連絡協議会支援事業 80万円

女性が地域活動に積極的に参加し、明るく住みよい郷土の振興を図るため、市地域女性連絡協議会に補助金を交付し、各種大会の実施等を支援します。

5 条例公民館等維持管理事業 3,759万円

地域住民の融和や親睦、生涯学習の推進の場としての条例公民館施設等の維持管理を図ります。

6 市ジュニアリーダークラブ支援事業 64万円

地域青少年の健全育成の充実と児童生徒のリーダーシップ・社会性・資質の向上を目的に活動することで、責任感、主体性、協調性を養います。



未来の志布志グループワーク

7 青少年研修事業

644万円

異文化・異言語の海外生活を体験しながら、国際化時代にふさわしい自己の確立と自立心を学びます。また多様な人種、文化、習慣の違いを感じることで多様性を尊重する心を養い、多文化共生についての学びを深めます。

(シアトル研修：中学校3年生、高校生 定員5名)

(台湾研修：中学生、高校生 定員10名)



シアトル研修 (高校生)

8 地域スポーツ・文化活動推進事業

94万円

中学校部活動に代わる活動として、スポーツ・文化活動を実施する地域クラブに対して支援を行います。

○生涯学習

【主な仕事】

社会教育グループでは、生涯にわたって学べる環境づくりと、文化芸術促進を図るために、次のような事業を行っています。

【事業内容】

1 生涯学習推進事業

(1) 生涯学習推進事業

2,665万円

本市の生涯学習事業を推進するため、NPO志布志生涯学習センターに委託します。

① 生涯学習講座の開設

生涯学習センターでは、公募講座(年12回)のほか、短期講座(年5回)及び体験学習講座の受講生を募集します。

② 生涯学習フェスティバルの開催

生涯学習講座で学んだ成果を2月の生涯学習フェスティバルで舞台・展示発表します。



①生涯学習講座 (ハンドメイドを楽しもう)



②生涯学習フェスティバル

(2) 創年と子どものまち宣言事業

164万円

まちづくりを実践する人財を育むことを目的として志布志創年市民大学を開校し、年15回のカリキュラムで、子どもフェスティバル、公開講座等を実施します。



創年市民大学講義



公開講座

(3) 生涯学習まちづくり出前講座（48のメニューを用意しています。）

市役所職員等が講師となり、行政の取組、業務等をわかりやすく解説する生涯学習まちづくり出前講座を開催します。

(4) 施設維持管理事業

1,957万円

生涯学習の場として利用されている有明開田の里公園及び農業歴史資料館の施設の管理・運営を指定管理者に委託し、利用しやすい施設の運営管理を図ります。



青少年芸術鑑賞事業

2 芸術文化推進事業

(1) 文化振興費

① 市青少年音楽祭の開催 128万円

市内の小・中学校、高校の吹奏楽部等を対象に発表の機会を提供します。

② 青少年の芸術鑑賞事業 182万円

青少年に優れた芸術鑑賞の機会を提供するために小・中学校を巡回し、体育館で演奏会等を実施します。

③ 市文化協会補助金 100万円

地域の文化振興の活動促進と連絡調整を図るために組織された市文化協会に助成します。

(2) 自主文化事業費

1,806万円

市文化会館等で、コンサート等を開催し、市民の芸術文化の鑑賞の機会を提供することで、文化意識の向上を図ります。

(3) 文化会館費

文化施設の管理・運営を指定管理者に委託し、その必要な経費を指定管理料として支払います。また、音響・照明の操作について、専門の業者に操作等を委託します。

① コミュニティセンター志布志市文化会館指定管理料	3, 046万円
② やっちくふれあいセンター指定管理料	2, 192万円
③ 舞台吊物音響照明操作等委託業務	990万円

○スポーツ振興

【主な仕事】

社会教育グループでは、「成人の週1回のスポーツ実施率65%以上」を目標に、市民がだれでも、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめる環境づくりのために、次のような事業を行っています。

【事業内容】

1 スポーツ活動の推進

(1) スポーツ推進委員設置事業 160万円

定期的にスポーツ推進委員会を開催したり、各種研修会に参加したりし、指導者としての資質向上を図りながら、社会体育の推進や地域でのスポーツ・レクリエーションの普及活動を実践しています。

(2) スポーツ団体の育成及び各種大会への助成 520万円

市内のスポーツ団体に補助金を交付し、市民の体力の向上と健康の増進を推進します。

① 市スポーツ協会	258万円
② 市スポーツ少年団本部	93万円
③ 志布志ジョガー駅伝競走大会	26万円
④ B&G海洋クラブ	15万円
⑤ サッカーフェスティバル実行委員会	96万円
⑥ 志布志大相撲後援会	32万円

(3) 生涯スポーツ推進事業 303万円

スポーツの振興や健康増進、体力向上等、生涯を通してスポーツに親しめる環境を整えるため、その活動の中心となる総合型地域スポーツクラブと連携し、各種教室やイベントを開催します。

2 スポーツ施設の充実と環境整備の推進

(1) 学校施設開放事業 32万円

市内の学校施設を開放して、社会教育団体の活動促進や社会教育の普及を図り、各地域でのスポーツ振興を推進します。

(2) 体育施設整備事業	11億6,706万円
① 有明野球場改修事業	7億6,550万円
② 志布志運動公園体育館空調設置事業	4億0,000万円
③ 公共施設予約システム運用事業	156万円
④ 志布志運動公園体育館デジタル機器導入事業	525万円



有明野球場（現況）



志布志体育館イメージ

(3) 体育施設管理事業	1億1,685万円
体育施設の管理・運営を指定管理者に委託し、利用者の利便性、サービスの向上を図ります。	
① 指定管理者により管理する施設	
・ 城山総合公園の運動施設	2,243万円
・ 志布志運動公園の運動施設	5,092万円
・ 有明体育施設	2,469万円
② その他の施設	
・ 尾野見地区運動広場環境美化業務	74万円
・ 有明市民グラウンドトイレ清掃等管理	44万円
・ しおかぜ公園管理業務（光熱水費等含む）	1,763万円

文化財管理グループ

【主な仕事】

文化財管理グループでは、地域文化の継承や文化財の保存・活用を図り、歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進するために、次の事業を行っています。

○指定文化財

【事業内容】

1 歴史のまちづくり推進事業	5,725万円
----------------	---------

志布志駅から志布志小学校までの「志布志東部地区」を中心として、歴史のまちづくりを推進します。麓地区では、福山氏庭園の公開活用を実施しながら、整備検討委員会を開催し、庭園の保存修理、主屋以外の建物の整備等を実施します。平山氏庭園の公有化を行い、本来の姿である寺院庭園としての整備を推

進します。福山氏庭園を起点として、日本遺産「志布志麓」、続日本100名城「志布志城跡」等と連携し、周遊性のある活用を図ります。

歴史的資源を活用した魅力ある観光まちづくりとして、歴史的建造物の活用を推進します。民間事業者が店舗や宿泊施設として活用を開始した山中氏邸及び木下氏庭園を先進事例として、市が所有する歴史的建造物を民間事業者に貸与し、文化財の価値を損なわない柔軟な活用を図ります。



山中氏邸 活用状況

2 維持管理事業

784万円

指定文化財の保存・活用を図るため、市が所有する文化財等の維持管理を実施するとともに、1月26日の文化財防火デーに文化財パトロールを実施し、文化財の防災に努めます。安楽山宮神社の国指定天然記念物「志布志の大クス」を保護するため、木道の修繕を行います。文化財施設として、松山歴史民俗資料館等の維持管理を行い、資料の保管と展示等により郷土の歴史を紹介します。

3 普及啓発・伝承活動事業

152万円

文化財愛護思想の普及啓発を推進するため、史跡巡りバスツアー、ウォーキング等の各種事業を展開します。文化財の概要を周知するため、山中氏邸に説明板を設置するほか、民間が所有する庭園の公開に対して謝礼金を支払い、庭園の活用を図ります。県立博物館の協力の元、県立博物館の展示や体験教室を丸ごと志布志市へ持って来る移動博物館事業を実施します。



史跡巡りウォーキング事業



移動博物館事業

4 文化財助成事業

119万円

民俗芸能等保存会連絡協議会や志布志文化財愛護会に活動助成を行い、民俗芸能等の継承のための方策や地域の歴史遺産の保護に努めます。

市内の指定登録文化財を所有する個人団体に対し、維持管理に要する費用の一部を助成し、文化財の保存と継承を図ります。

○埋蔵文化財

【事業内容】

1 埋蔵文化財の保護・管理事業

(1) 志布志城跡史跡公園保存整備事業

94万円

国の史跡である志布志城跡の維持管理を行います。

(2) 市内遺跡確認調査事業（国庫補助事業）

295万円

国指定名勝志布志麓庭園の整備事業に伴い確認調査を行ってきた福山氏庭園（福山氏邸）の発掘調査報告書の刊行を行います。

(3) 埋蔵文化財緊急確認調査事業

82万円

携帯電話無線基地建設や宅地造成、太陽光発電所建設などの民間開発行為に対応するため、緊急の試掘・確認調査を実施します。

(4) 埋蔵文化財発掘調査事業

431万円

市埋蔵文化財センターにおいて、市内の遺跡で見つかった資料の管理・整理を行います。未報告となっている夏井土光C遺跡ほか2遺跡（志布志町夏井）と家野遺跡（志布志町帖）の整理作業を実施します。

2 志布志市埋蔵文化財センター運営事業

219万円

市内の遺跡で見つかった文化財を保管・活用するために、市埋蔵文化財センターの維持管理を実施します。市内の文化・歴史遺産に触れ合う機会を創出し、その魅力を市内外に発信するために企画展を開催します。



福山氏邸発掘調査状況



市埋蔵文化財センター企画展
(志布志駅これまでとこれから)

○図書館グループ

【事業内容】

1 図書購入整備事業

609万円

市民に常に新しい図書資料の情報を提供するため、本館及び分館並びに移動図書館車「がんがらちゃん・しずえ号」それぞれに新刊本の購入を行い、蔵書の整備充実を図ります。また、新刊案内については広報誌やホームページで随時紹介を行うとともに、館内では季節ごとにテーマ図書のコーナー設置やベストセラー、書評などの紹介に努めます。

【市立図書館の構成】※ 蔵書冊数：R 8. 3. 31時点

志布志市立図書館本館 168,583冊	志ふれあい交流館事業
	
松山分館（やっちくふれあいセンター） 13,345冊 有明分館（有明地区公民館） 12,103冊 志布志分館（志布志地区公民館） 4,217冊 香月分館（香月地区公民館） 5,422冊 安楽分館（安楽地区公民館） 4,380冊 移動図書館車がんがらちゃん（しずえ号） 5,069冊 計213,119冊	

2 図書館管理運営事業

2,573万円

図書館本館と5つの分館及び移動図書館車は図書館システムでつながっています。このシステムにより各分館から蔵書の確認や取り寄せなどの受付を行っています。

また、図書館利用者の読書意欲を高めるため本館と松山分館・有明分館には貸出履歴を記録・印字できる読書通帳機が設置されています。お子さんの読書の成長記録に、ぜひこの通帳をご活用ください。

志ふれあい交流館は、子どもから大人、高齢者、障がいのあるなしにかかわらず、全ての方が分け隔てなく、いつでも、だれでも、楽しく集える交流の施設として、図書館と連携を図り、利用促進に努めます。



3 電子図書館運営事業

402万円

パソコンやタブレット、スマートフォンに電子書籍を貸し出す、しぶし電子図書館サービスの運営に取組み、いつでも・どこでも・誰でも利用できる環境の整備と利用者の多様な読書機会を確保し、利便性の向上と利用促進に努めます。

4 ブック贈呈事業

114万円

子どもたちの成長段階に応じた本に出会うことにより、本に親しむきっかけづくりや習慣化を支援し、生涯にわたる読書習慣を身に付け豊かな心が育まれることを目的に本を贈呈します。



選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、執行機関から独立した機関で、4名の委員により構成されています。

【主な仕事】

- 選挙権及び被選挙権の資格調査に関すること
- 選挙人名簿の調製、異動処理、名簿の閲覧に関すること
- 各種選挙、最高裁判所裁判官国民審査、住民投票及び国民投票に関すること
- 選挙の啓発に関すること
- 直接請求に関すること

1 選挙管理委員会費 693万円

年に4回行われる選挙人名簿の定時登録に関する、委員報酬及び職員手当等の費用です。

2 選挙啓発費 21万円

「投票総参加」や「明るい選挙の推進」を目指し、あらゆる機会を通じて有権者の政治意識の向上に努めています。また、市明るい選挙推進協議会及び選挙管理委員会主催の選挙出前授業講座では、市内学校を対象に模擬選挙等を実施し、若者への選挙啓発活動に取り組んでいます。

3 執行選挙費 777万円

令和9年4月29日任期満了となる鹿児島県議会議員選挙の執行に関する人件費や投票管理システム業務委託、ポスター掲示板設置等の費用です。

明るい選挙 無関心より 参加の一歩

みんなで行こう。明るい選挙。



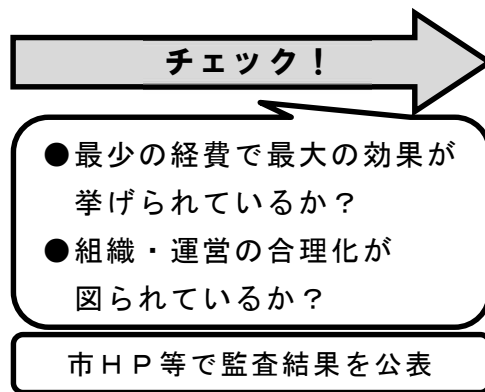
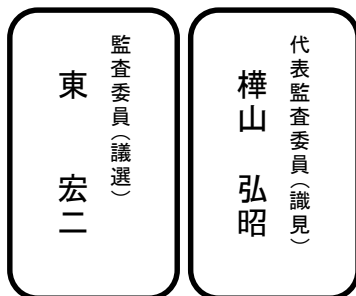


【主な仕事】

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するため、市長部局から独立した執行機関として位置づけられています。定数は2人で、識見を有する者（識見）1人、市議会議員のうちから選任される者（議選）1人です。加えて委員を補助する事務局職員で構成されている組織です。

監査とは、市の財務に関する事務（収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理等の事務）や経営に係る事業（水道事業等の収益性を有する事業）の管理の執行が、法令等に準じて適正に行われているのか、また、効果的、合理的、能率的に行われているのかを点検及び確認し、指摘や指導等を行うことによって、健全な市政運営と住民の福祉の増進が図られるよう貢献することです。

《監査委員》



《市の機関等》



【事業内容】

1 監査委員費

367万円

(1) 定期監査

毎会計年度1回以上、課単位で、市の財務に関する事務の執行等について行う監査

(2) 財政援助団体等監査

市が補助金等により財政的援助を行っている財政援助団体、出資団体及び指定管理者を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行等について行う監査

(3) 例月出納検査

毎月定められた日に、会計管理者が保管する現金の出納について、残高及び計数の検証と現金の出納事務等について行う検査

(4) 決算審査

毎会計年度、市長から審査に付された一般会計や特別会計、公営企業会計の決算及び基金の運用状況について行う審査

(5) 財政健全化判断比率等の審査

一般会計等の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の算定が正しく行われているかどうかについて行う審査

(6) その他の監査

行政監査や随時監査、議会・市長等の請求や要求に基づく監査等、また、市民から請求があった時に行う住民監査請求の監査等

農業委員 20 名

農地利用最適化推進委員 16 名

【主な仕事】

農業委員会は、毎月 1 回定例総会を開催し、農地法に基づいた、農地の権利移動や転用など、農業振興に関する内容を審議します。

委員の主な活動として、農地中間管理機構との連携も含めた担い手農家への農地の集積・集約化のほか、農地パトロール（利用状況調査）や「貸したい・借りたい総点検」による農地所有者の意向確認、農業者年金の加入推進等を行っています。

- 農地転用・権利移動の申請受理及び知事への進達
- 違反転用防止・農地パトロールの実施
- 遊休農地の解消（耕作放棄地解消）
- 農地の利用集積・流動化の促進（農地中間管理機構との連携）
- 担い手農家や認定農家に対する農地のあっせん活動
- 農業者年金加入推進



【事業内容】

1 農業委員会活動

3, 768 万円

(1) 農地法第 3 条関係事務

農地の売買、贈与、貸借をされる際には、事前に農業委員会へ申請書を提出し、農業委員会の許可を受ける必要があります。この許可があつてはじめて、名義変更の登記申請が可能となります。

農地の取得には、農地を全て効率的に使用して農業経営を行うこと、農作業に年間 150 日以上従事しているか等の要件があります。

なお、これまでは、農地取得に係る下限面積要件がありました。農地等の利用を促進する観点から撤廃されました。

(2) 農地法第 4 条・第 5 条関係事務

農地を耕作以外の目的で利用する場合、申請人が所有者本人か所有者以外かにより、農地法第 4 条もしくは第 5 条による農業委員会への申請が必要であり、違反転用については、厳しい罰則があります。受理された申請は、定例総会で審議し、県農業委員会ネットワーク機構の意見を付して県知事に進達（4 ha を超える場合、農林水産大臣との協議が必要）後、県の審議委員会で審議されるため、結果（許可・不許可）が確定するまで概ね 2 か月を要します。

また、農地が「農用地区域」（通称：青地）内にある場合、原則として転用はできません。転用するには、まず農用地区域から除外する「農振除外」の手続きが必要です。さらに、現在策定されている

「地域計画」で利用すべき農地とされている場合、その計画からの除外も必要となります。これらの除外手続きは、転用許可申請（約2か月）とは別に、半年以上の期間を要する場合があります。転用をお考えの方は、事業計画の早い段階で、計画的に農業委員会へご相談ください。

(3) 届出関係事務

農地法第4条において、2 a (200 m²) に満たない畜舎（放牧場含む）や堆肥舎、農機具倉庫などを建築する場合には、用途変更届が必要です。また、農地相続時における相続人の農業委員会に対する届出（農地法第3条の3）が義務付けられています。

これらの申請を受けて、許可証や標識を交付したり、各種証明事務を行ったりします。

(4) 農業者年金事務

農業者年金における新規加入や死亡届、各種変更等の手続きや相談について、農業委員会及び農協で行っています。

また、農業者年金を受給されている方は、毎年6月1日現在において、引き続き年金を受給する資格があるか否かを確認するため、農業者年金受給権者現況届を提出することになっています。提出期限内に現況届を提出されなかった場合は、農業者年金の受給が遅れる又は、受給できなくなることがありますので、期限内の提出をお願いします。

(5) その他

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続登記が未実施であれば、土地の所有者が曖昧になり、農地の荒廃にも繋がります。農地を適正管理するためにも相続登記の申請をお願いします。

さらに、令和8年4月1日からは、不動産の所有者は、住所や氏名・名称に変更があった場合、その変更日から2年以内に登記申請をすることが義務化されます。正当な理由なく申請を怠った場合、過料の対象となることがあります。

【申請不要で住所変更ができる「スマート変更登記」】

事前に法務局へ「検索用情報（マイナンバー等）」の申出をしておくことで、引っ越し等で住所を変更した際に、登記官が職権で住所変更登記を行ってくれる「スマート変更登記」制度が始まります。

この申出をしておけば、ご自身での登記申請や登録免許税が不要となり、手続きの負担が大幅に軽減されます。農地を所有されている皆様は、ぜひこの制度の活用をご検討ください。

2 農地中間管理事業

1, 126万円

(1) 農地の集積・集約化（農地バンク事業）

農地中間管理機構（農地バンク）は、農地を貸したい農家（出し手）から農地を借り受け、地域の担い手（受け手）にまとまった形で貸し付ける公的な機関です。高齢や後継者不在で耕作が困難になった農地も、所有権を移すことなく安心して貸し出すことができます。

(2) 【こんな農地も活用できます】所有者不明・共有者不明農地

登記簿を見ても所有者が分からない、または共有者の一部が所在不明の農地でも、農業委員会の調査や公告を経て知事の裁定を受けることで、農地バンクが最長40年間借り受け、担い手に貸し付けることが可能です。管理されず荒廃してしまう農地を有効活用できます。

(3) 従来の貸し借り（利用権設定）からの借り換え

これまで相対の契約（農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定）で貸し借りをしていた農地も、農地バンクを通じた貸し借りに切り替える（借り換える）ことができます。契約を更新する場合も、農地バンクを通じた貸し借りに替わりますので、お早めにご相談ください。

これらの取り組みを通じて、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大及び新規就農者等の農地の効率的利用を促進し農業の生産向上を図ります。農地の貸し付け・借り受けについては、お気軽に農業委員会へご相談ください。

3 農地保有合理化事業

213万円

(1) 農地パトロールの実施

農地法に基づき、管内農地の利用状況調査を年1回実施します。全ての農地を対象に、農地が適切に利用されているかどうか、遊休農地の把握、違反転用されていないか等を確認します。遊休農地化が確認された農地については、その所有者に対し実施する将来的な農地の利用意向確認のためアンケート調査へのご協力をお願いします。

※ 遊休農地とは… 現在は何も作付けていないが、草刈等により直ちに耕作が可能な畑などのこと

※ 違反転用とは… 農地法の転用許可を受けずに農地を耕作以外の目的に使用していること

(2) 農地のあっせん活動

農地の利用集積を促進するため、担い手農家や認定農家に対する



農地のあっせん活動を実施します。あっせん可能な農地は、農業振興地域内農用地で、境界が明確であり、相手方が決まっていない等、基準がありますので、まずは農業委員会へご相談ください。

【水道事業会計】

本市水道事業は、安全・安心な水の供給に努めています。更に良質な水の安定供給のため、水道施設の改修や漏水対策として老朽管の布設替えを進めています。

また、利用者数・使用水量ともに年々減少傾向となっており、経営環境が厳しくなると予想されますので、施設等の有効利用を図りながら経費削減に努めています。

令和8年度は、業務予定量として給水戸数 16,250 戸、年間給水量 5,086,200 m³、1日平均給水量 13,934 m³を予定しています。

【予算内容】**1 収益的支出 5億5,109万円**

いつでも安心して水道を使っていたできるように、各家庭や各事業所などに水を送り届けるために必要な経費で、修繕費・動力費・人件費などが主なものです。

2 資本的支出 4億2,294万円

水源地や配水池等の施設の新設・改良及び水道管の布設に要する費用です。

○水道事業グループ**【総務担当】****■ 水道事業の予算書・決算書作成、会計に関する事務、契約に関する事務****(1) 予算書・決算書作成**

水道事業の1年間の収入支出の計画を立てるために予算書を作成しています。また1年間の成果と財政状況を明らかにするために決算書を作成しています。

(2) 会計に関する事務

収入支出伝票を作成し、金銭出納簿などの各種帳簿に記帳し、収納や支払いの事務を行っています。

(3) 契約に関する事務

各種工事や物品購入に関する契約手続き事務を行っています。

【業務担当】**■ 検針事務（料金算定）、納付書（督促状）送付・徴収・滞納整理事務、納入相談及び給水停止処分事務、開始・中止業務、水道メーター管理事務****(1) 検針委託事務（料金算定）**

検針員が各戸へ訪問し、水道メーターを検針する業務を委託しています。委託業者から提出されたデータをシステムに取り込むとともに、漏水なども確認しながら、水道料金を算定する事務を行っています。

(2) 納付書（督促状）の送付・徴収・滞納整理事務、納入相談及び給水停止処分事務

納付書、督促状を毎月送付しています。未納状態で生活困窮の方などの納入相談も受け付けていますが、それでも納入されない方に対しては給水停止処分も行っています。

(3) 開始・中止業務

引っ越しなどで給水を開始・中止する方に対して、現地に職員が出向き、開栓業務などを行っています。水道に関する手続きや各種相談について、水道課窓口以外に市役所各庁舎に設置された遠隔相談窓口や市ホームページの問合せフォームを通じて行っています。

(4) 水道メーター管理事務

新設などで必要となる水道メーターを購入するとともに、8年の有効期限（検定満期）である水道メーターの取替えも毎月行っています。

【工務担当】

■ 水道施設の維持管理、水道水の水質検査、給水装置工事の受付検査、水道施設の新設改良工事に関する事務

(1) 水道施設の維持管理

水源地 19 か所、配水池 25 か所、加圧施設 13 か所、中継ポンプ施設 1 か所の点検・維持管理を行っています。

(2) 水道水の水質検査

原水 22 か所、浄水 19 か所について月 1 回、水質検査を行っています。

(3) 給水装置工事の受付、検査

安全に水道水の供給を確保してもらうため、給水装置工事の申請に伴い、審査及び検査を行います。

(4) 水道施設の新設改良工事

令和 8 年度の主な施設整備は、坪山配水池築造工事や老朽管更新工事、道路改良工事に伴う水道管布設替工事などで、3 億円を予定しています。



更新された坪山配水池



新たに布設した水道管

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。更に令和元年10月1日から消費税率(国・地方)が8%から10%へ引き上げられ、社会保障財源化分が増加します。

令和8年度志布志市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

事業名		8年度 当初 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	生活保護扶助費給付事業	470,240	363,179		797	94,316	11,948
	子ども医療費助成事業	131,785	16,471		115,314	0	0
	保育所運営事業	1,883,670	1,343,954		519,500	17,943	2,273
	重度心身障害者医療費助成事業	68,583	34,291		1	30,436	3,855
	特別障害者手当等支給事業	12,343	9,195			2,794	354
	重層的支援体制整備事業	127,751	61,732		32,105	30,101	3,813
社会保険	保養所・はり、きゅう等助成事業	40,820			20,903	17,678	2,239
保健衛生	救急医療体制整備事業	14,855			2,015	11,396	1,444
	予防接種等事業	104,357	55			92,575	11,727
	母子保健事業	26,578			26,578	0	0
	健康診査事業	42,121	624		4,586	32,761	4,150
合計		2,923,103	1,829,501	0	721,799	330,000	41,803

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

330,000 千円

※地方消費税交付金の100分の55.0に相当する額とする。

